

令和4年

# 大蔵村議会議録

第3回定例会 9月6日開会  
9月9日閉会

大蔵村議会

令和 4 年 9 月 6 日 (火曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 1 日目)

令和4年9月6日（火曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課長補佐	佐藤信一君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

東 谷 英 真 君

---

議事日程 第1号

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 健全化判断比率の報告について

報告2 資金不足比率の報告について

産業建設常任委員会農業懇談会の報告について

第 4 請願第5号 消費税インボイス制度の実施延期についての請願

第 5 一般質問

第 6 議第59号 令和3年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 7 議第60号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議第61号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第62号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議第63号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第64号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議第65号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議第66号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 監査委員報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回大蔵村議会9月定例会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番斎藤光雄議員、2番八鍬信一議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月6日から9月9日までの4日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月6日から9月9日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君）　日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　皆さん、おはようございます。報告の前に、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

9月に入り、めっきり秋らしさが感じられる今日この頃であります。それもそのはず、暦の上では明後日、8日が白露であります。

さて、正面のリンドウであります。今年も村内の栽培農家から、9月の定例議会へといただいたものであります。リンドウは村の花です。4日間の会期中、私たちを和ませてくれるものというふうに思っております。3人の栽培者に感謝を申し上げます。名前はここに書いてございますので、皆様方も後から御覧いただければというふうに思っております。

それでは、9月定例村議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

御出席をいただきました議員の皆様方、そして国分農業委員会会長様、それから、今は都合でまだお見えになつておりますが、土屋代表監査委員様、そして御多忙中にもかかわらず傍聴いただきました皆様方に、心より御礼を申し上げます。

また、このたびは私の不注意で、約1か月間役場を留守にする事態を招きましたことを、衷心よりおわびを申し上げます。

さて、今年は梅雨の時期から好天に恵まれ、例年ない気温の高い日が続きましたが、その後天候不順の日が続き、本村の主要農作物であるトマト、ミニトマト、キュウリなどの夏野菜を中心に、影響が心配されたところでございました。加えて燃油や肥料、生産資材、さらに飼料の高騰が農家の経営を圧迫しており、村として国や県の施策に合わせ、その支援に意を配してまいります。

水稻については、5月、6月に天候に恵まれ、東北農政局から発表された県内の作況は、やや良とのことでございますが、その後の日照不足により登熟が進んでいないようで、今後の天候の回復に期待をしているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、いまだに収束の気配は見られず、県内においても第7波が急拡大し、連日過去最高の感染者が確認されるといった状況が続き心配しておりましたが、ここに来て感染者数が少し減少傾向を示すようになってまいりました。しかし、村内においては、介護施設でのクラスターが確認されており、今後においても村民皆様方の御協力をいただきながら、感染防止策の徹底に努めていかなければならないところというふうに考

えております。

こうした状況の中にあって、大蔵村では小学生、中学生の頑張りについて、目をみはるもののがございました。その一つとして、先日文部科学省が発表しました全国学力テストの結果において、大蔵中学校では昨年に引き続き全国平均を大きく上回る結果となりました。大変喜ばしいことであり、これまで子供たちの教育に当たられました学校教職員、それを支えていただきました教育委員及び委員会職員に感謝を申し上げたいというふうに思います。今後も苦手部分の克服とともに、学力向上に向けた取組を確実に行えるよう、村として支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

これから秋の台風シーズンを迎えます。本村は、これまで多くの災害に見舞われてまいりました。自然災害に脆弱と言わなければなりません。私は、有事に当たって村民の方々の命を守ることを第一に考え、躊躇なく迅速な指示を発してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、9月定例会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告1と2を一緒に行いますので、御了承いただきたいというふうに思います。

報告1 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和3年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

報告2 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和3年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

報告1、2の詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 報告1、健全化判断比率の報告について。

令和3年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するための4項目の財政指標となってございます。

表を御覧いただきます。当村における令和3年度の数値でございます。実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は8.0%でございます。将来負

担比率はございません。表の右の欄には、早期健全化基準と財政再生基準を示してございますが、令和3年度の数値がいずれも基準を大幅に下回っておりまして、適正な財政運営ができるるものと判断してございます。

令和4年9月6日、大蔵村長加藤正美。

報告2の説明に移ります。

報告2、資金不足比率の報告について。

令和3年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いを示す指標でございます。

表を御覧いただきます。3つの特別会計の令和3年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業の各特別会計において、資金不足比率はいずれもございません。右の欄には、経営健全化批准の数値を示してございます。各公営企業会計においても適正な財政運営ができているものと思ってございます。

令和4年9月6日、大蔵村長加藤正美。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、産業建設常任委員会から農業懇談会の報告書が提出されておりますので、産業建設常任委員長から報告をお願いいたします。8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 産業建設常任委員会より報告いたします。

産業建設常任委員会農業懇談会報告書。

令和4年8月1日月曜日、午後1時30分から役場会議室にて産業建設常任委員会農業懇談会を行いました。

参加者は、農業委員鈴木利夫氏、農地最適化推進委員伊藤貴之氏、大蔵村農業後継者の会（メンズ農業）会長長瀬剛氏、もがみ中央農協大蔵支店長斎藤好昭氏、もがみ中央農協大蔵支店営農センター長八鍬広美氏、産業振興課長越後享氏、産業建設常任委員4名。

その中で意見として、それぞれの地域、立場で本村の農業全般の課題について懇談いたしました。

意見として、後継者不足。ほとんどが高齢者であり、今後はどうするのか。

トマト部会で市場からの引き合いがあり、今の倍の数量が欲しいと言われているが、対応できない。

子供たちの意見として、将来農業をやるかと問うと、やらないという返事。

農業の法人化について。

ほかの人に農業をやってもらうためにも、冬季間の仕事を何とか設定してほしい。

ハウスの価格が上がったため、新規就労者に対して負担が多い。

以上のような課題が噴出してきたところでございます。

越後産業振興課長からは、「そもそも農業、農地よりも集落機能の問題。集落機能の崩壊につながること。なので、農業だけ議論してもらっても立ち行かない話。今後、中山間地域に人がどのくらい残るのか。5年後、10年後にどのくらいの人が中山間地域に住み続けることができるのか、ということから始めないと、農業がどうだ、田を耕すことができないとか、そういう問題ではない。私の担当の農業振興だけではなくて、村を今後どうしていくのかというところが、中山間地域にかかっている。」との発言があり、農業問題だけではなく、村の集落機能そのものの問題が深く関わっていることに、改めて気づかされたところです。

今後も、本村の諸課題について研修を重ね、議員として学びを深めていきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承お願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 請願第5号 消費税インボイス制度の実施延期についての請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、請願第5号 消費税インボイス制度の実施延期についての請願を議題といたします。

内容につきましては、お手元に配付している写しのとおりであります。

この請願については、会議規則第92条の規定により、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで5名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番 佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

先ほどマイク調子悪かったので、今聞こえますか。ちょっと調整したんですけども、大丈夫ですか。では大丈夫だということで、質問に入ります。

今日から9月の定例会ということで、私が1番トップの質問者ということになります。長い質問になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは質問に入ります。

私は、大蔵村名誉村民の認定に思うということで、村長に質問します。

先日、新聞報道で県民栄誉賞について報道がありました。昨日かな、テレビでもやっていました、加藤条治さんることを。それで、この記事を読んでいる中で、私は大蔵村の名誉村民について、私なりに考えてみました。

大蔵村では、名誉村民に認定されるには「大蔵村名誉村民条例」があり、この中に「本村の住民及び本村に縁故の深いもので、社会の進展及び文化の交流に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえる」という条文があります。これも議会の議決がなければ駄目だというふうになっています。条例では。

数年前に栃木県の日光東照宮が世界遺産に登録されました。この際に、この建造物の永年の保存を目的として、大規模な改修工事が行われ、全ての重要文化財の漆の塗り替えが行われましたが、その作業を取り仕切った職人が大蔵村の沼の台出身であることは、これは残念ながら一般的にはあまり知られていません。

現在は栃木県の日光市に在住し、多くの仲間と共に文化財の保護活動に尽力しています。また、この漆塗りに関しては、世界中を見ても他の追従を許さぬ職人であります。

世界中の観光客が注目する東照宮本殿はもちろん、左 甚五郎で有名な見猿・言わ猿・聞か猿など、さらには出雲大社も含め、数々の重要寺院の修理や塗り替え保存等の責任者として携わっている実績は、大蔵村民の誇りであり村民に希望を与えた功績は偉大なものであります。

このことを踏まえ、この小さな村の出身であっても、自ら目的と覚悟を持って努力をすればできないことはないという希望と認識を広く村民に持っていたくためにも、多額の寄附はありませんが、多方面からの村に対する貢献を考えたとき、名誉村民に認定するには十分値すると思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「名誉村民の推薦に思う」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたしま

す。

議員からは、先の新聞報道に触れ名誉村民の推薦についての御意見をいただきました。

私も、去る7月23日の新聞で本村沼の台御出身で、現在栃木県日光市に在住の佐藤則武様が、国の文化審議会において文化財を支える伝統の名匠である選定保存技術「建造物漆塗」の技術保持者に認定されたとの報道に触れ大変誇らしい気持ちで、その御活躍内容に目を通したところでございます。

報道によりますと、佐藤さんは沼の台中卒業後、新庄職業訓練校塗装科で基礎を学び、23歳の若さで何百年も残る仕事がしたいと「日光社寺文化財保存会」に入り、長年塗師として漆塗りの技術の鍛錬に努められ、平成25年から漆塗りの監理技術者として、漆部門の統括を担い、日光二社一寺において国宝陽明門をはじめ、90棟を超える国宝・重要文化財建造物の漆塗り工事や調査に携わられたということです。さらに、建物の漆塗り痕跡や関連する文献を綿密に調査することにより、失われていた技法や仕様、原材料を解明し成果の研究発表を行い、技術の普及や後継者育成など幅広い活動が評価されておりました。

佐藤様御本人の御努力に敬意を表するとともに、大蔵村としても大変名誉なことであると考えております。

議員からは、漆塗りに関しては他の追従を許さない職人、指導者である佐藤様に対し、村の誇りとして名誉村民の称号を贈るべきとの御意見をいただきました。私も、各分野で御活躍をされております本村出身者を、広く顕彰してまいりたいとの思いを強く持っております。佐藤様に対しましても何らかの形でその功績をたたえたいと考えております。

現在、私は佐藤様に対しまして、すぐに名誉村民の称号を贈ることが妥当なものか、正直悩んでいるところでございます。それと申しますのも、佐藤様は今後の御活躍により、重要無形文化財保持者、いわゆる「人間国宝」に認定される可能性が高いのではないかと考えるからでございます。

そうしたことから、今は時期を逸しないよう、顕彰の方法を検討し、議員の皆様に御相談させていただきながら、佐藤様の栄誉をたたえたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

さらに、今回の佐藤議員の質問を契機として、様々な分野で御活躍なされている本村出身者の顕彰の在り方についても検討してまいりたいと思いますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○ 7番（佐藤 勝君） 大変前向きな答弁いただきまして、心強く思っております。よろしくお願いしたいと思います。

実はこの質問は、私は6月の定例会で行う予定でありましたけれども、まだ自分の調査や認識不足のため、多分たとえ質問しても、相手をしてもらえる問題ではないと判断して質問を取りやめました、実は。ところが、7月23日、先ほど申しましたけれども、山形新聞やテレビ、その件に関して大きく報道されました。これを見て、私もこの大蔵村民として黙っているわけにはいかないということで、今回の質問になったわけです。

現在、大蔵村の名誉村民に認定される人たちは、村に対して多大な寄附をいただき、それを元手に基金を設け、村の文化や発展に貢献することに対し、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それと、今私が申し上げていることは、残念ながら村民の皆様には、名前も職業も全く知らないわけでありまして、何を質問しているのか理解できないと思います。詳しくこれを説明したいと思いますけれども、先ほど村長の答弁で大体紹介がありました。それは割愛しますので、ただ、この質問に関しては本人とか家族とか、それから実家、生家とかにはまだ何も言っていません。これは私独自でやっています。

この、皆さん知っていると思いますけれども、生家というのは、沼の台の通称ハンシチという家です。沼の台の。保育所にいる佐藤誰だかさんの、おじさんに当たります。その人は私の3つ下で73歳なんですけれども、学校に入っている当時から私もよく知っていて、何というかな、今で言うと何かな昔は図が書き図絵が大変上手な人でして、いつも金賞でした。さすがだと思います。

現在栃木県に住んでいますけれども、ただの漆職人では面白くない、さっき村長も言ったんだけれども、長く永年に保存できるようになるにはどうしたらいいかというようなこのグループをつくって、それを江戸時代のほうからどうやってやったか全部調べて、それを元手に今やっています。それで、研究をしながら仲間と一緒に保存に力を入れているわけです。

それから、本なんですけれども、自分が日光の建造物塗装、幕府が築いた塗装技術という本が出ています。それを私も読んでいます。やはりすばらしいんです。市販されているかどうかは分かりませんけども、私ちょっとある人から借りて読んでいます。そのすばらしいことです。

私がこのことを提案する大きな理由としては、この小さい大蔵村で生まれて、高校にも行かないで、中学校出たらすぐ、昔我々のときは高校なんて全然行く人はあまりいなかったんです。すぐ地元に仕事がなくて駄目だから、職業、技術を身につけるために皆行ったんです。その同

級生で3人ぐらい、沼台中学校からも行っています。そこで2年間やって、それから埼玉行つて、さつき村長言ったとおりです、あとは。

それで、このことを質問する本当の理由は、その人に顕彰とか何とかをあげたいのではなくて、そのくらいの人が大蔵にもいるんだよということを、村民の皆様に広く知つてもらうための質問であります。だから、この人から頼まれて、勲章をもらうために質問しているなんて誤解しないようにしていただきたいと思います。そんなことないと思いますけれども、私の思いはそんなものですけれども、先ほど村長も詳しい答弁いただきましたけれども、さらに私はこう思うというのがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員からは、私の足りなかつたところについて、特に先輩後輩の間柄というようなことで、沼台小中学校で生活をされて、そのときの思い出も入れて詳しく説明をいただきました。生い立ちまで説明をいただいたというふうなことであります。総称して言えば、非常に苦学して大成されたその努力、生きざまというものをこれから大蔵村を背負つて立つそういった子供さんたち、あるいは今働いている皆様方にもそういった希望というような、そういったものを持ってもらうために、ぜひ名誉村民というふうなものになっていくと思います。

十分に佐藤議員の意思、気持ちも私どもに伝わっておりますし、早速名誉村民条例も含めて検討し直すというふうなこと、それから新たに名誉村民でなくて、その前の時点までの表彰、例えば今、毎年やっております村民の知事功労、それから卓越技能者への顕彰というふうなことをやってございますけれども、さらにその上が必要ではないかというふうなことも踏まえて、今提案づくりやっているところでございます。

そういったことで、春までの中には新しい形で皆様方にお示しをすることができるのではないかなどというふうに思つてゐるところでございます。そういうことですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、今現在、名誉村民になられているのは、佐藤議員さんあるいは議員の皆様方、皆さん御存じのとおり、まずは白須賀の国分忠之助様、それから後藤榮様というふうなことで、2人でございます。この2名の方々については、先ほど佐藤議員からもありましたとおり、高額の寄附を何回もやつていただいているというふうなこと、ただこの名誉村民の意義というものは、金銭だけではないでしょというふうな意義で、精神的なもの、あるいは日本の中で、その位置といいましょうか、どんな仕事をされて、どんな技術を持っているのかということも含めて、

広く皆様方にそのことを周知をし、そして皆様方から祝福をいただく、そういうことも含めて、これを名誉村民だというふうに考えているところでございます。

それから今現在、そのほかにも大枚の金額の寄附をなさっている方、国分さんというふうな方で、皆様も御存じのとおり、医療関係に従事する、あるいはそのための学校を卒業するために、奨学金という形でそのお金を利用していますけれども、そういうふうなことをしてくださった方もいらっしゃいます。その方についても、まだはつきりとした形での、そういういった表彰、顕彰は行ってございません。本人が亡くなっているというふうなこともあります、いろいろなことがあります。そういうものを全て整理をして、皆様方にお示しをして、御理解をいただき承認をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

今、佐藤議員からいただきましたことを、それをしっかりと頭に入れながら、皆様方が納得していただける案をもって、皆様方にお示しをしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 先ほどより、またなお一層心強い答弁だったと思います。

それで、今その文化財関係なんですけれども、中山間地、うちの集落も同じですけれども、昔から祭りとかあって、神社の社があったわけです。今はもう人口が少なくなって、草を刈るのが精一杯で、その社も柱が腐れても直す余裕がないのではなくて、そこまで、もうその気持ちがみんななくなっているんです。保存するという気持ちがないんです。この12日もうちのところの祭りがあるんですけども、俺個人で行って修理しているんですけども、正直な話、誰も手伝ってくれる人はあまりいません。

そういうことを含めて、この今回の名誉村民になって、こういうことやるんだないうのであれば、節がついたら初めてうちの所の神社も直すかとか、保存するかとか、起きるかもしれません。私の狙いはそういうところを狙って言っているんです。先ほども言ったとおり、頼まれてやったとか、賞状をもらうためにやるとか、そういうことは一切ありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それで、話はがらり変わるというか、幾らか関係ありますけれども、昨日か今日か、加藤条治さんが県民栄誉賞ですか、もらったという報道ありました。かなりやっぱりあの人も一生懸命頑張って、金メダルを取ったりしたんですけども、ここで太田渉子さんもいますけれども、あの人は各企業になっているわけです。それで企業からあっせんされて、国の年間1億円ぐらいだと思うんですけども、4年間4億円ぐらいかかります。それで一生懸命にやってメダ

ルを取って帰ってきて会社に帰ってきた。ところが自分の座る椅子ないんですね。だからほとんど退職ですよ。その人ら。たった4年間メダル取るために一生懸命頑張ったけれども、あと30年ぐらいはどこに行ったか分からないという状態。それはどうかなという、いい悪いというんじやないです。そういう現状もあるんです。たまたま加藤条治さんの場合は県のスポーツ何とかで雇用されましたけれども、これは本当サンキューという会社なんで、もう座る椅子ないんです。そういう関係もあります。

ここでもし名誉村民になるのも駄目だと言われる、もし言われる可能性があったと思って、とんでもない話だけれども、逆に村として、県民有志の上で推薦できないものかと私は思ったことあるんですが、例えば村でできない、名誉村民駄目だとなった場合ですけれども、県民有志の推薦でどうだという。教育長も多分、都市部の改修のとき、沼の台の老人クラブか何かで働いている場所に教育長も行きましたよね。見て、話してたと思うんです。ああいうふうに一生懸命やっているんです。

今まで県民栄誉賞ですか、それをもらった人、私の知っている範囲内でちょっと言いますと、古くは相撲の柏戸闘、それから南海ホークス、プロ野球ですけれども、皆川睦雄さん、南海ホークスのエースでした。それから、皆さん、最近忘れたけれども、北極圏単独横断した大場満郎さん、それからクロスカントリーの太田涉子さん、障害者の部類、それからさっきの加藤条治さんなどがいるんです。その人らもやっぱり自分らで精いっぱい一生懸命頑張った結果ですから、それはもう最高だと思います。私もそれが当たり前だと思いますけれども、思っています。

それで、それもまた提案、県民栄誉賞にするなんていいうのは、それはとんでもない話ですけれども、そういうことできないものかと私なりに想像してみながら言っているんですけども、まあ無理だと思いますけれども、実は、これ通告していません、この質問。県民栄誉賞のほうは。村長、教育長も分からぬと思います。ただ、通告はしていませんけれども、もしそういうことができるんであれば、どうかなという感想だけでもいいですから、思いでもいいですから、これ教育委員会も多少関係あると思うんですけども、そのプロと教育者の、ちょっと想いを語っていただきたいんですけども、お願ひできますか。議長、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

もう答弁にならないとなれば、また通告していませんので、特に何もそんなことできないと言われば結構です。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、県民栄誉賞について、佐藤議員さんの思いを聞かせていただきました。

今、名前が挙がった方々が、一体、活躍されたのは皆さん御存じなわけです。ただ、そこに来るまでの過程として、どんな経過があったのかというふうなこと、例えば応募制なのか、あるいは県からの一本釣りなのかというふうな様々な手法があるというふうに思うんです。そのことをしっかりとこう確かめないで、いきなり県のほうに問合せしても駄目だと思うんですね。ですから、この仕組みというものをしっかりと理解するために、まずは総合支庁あたりにそういったことを相談申し上げると。するしないは別にしても、そういうことを参考のためにお聞きしたいというようなことで、確かめることが大事なのかなというふうに思います。いろんな賞について、自薦他薦を問わずやっているものもございます。それから、そういったものを一切行わず、県当局のほうでそれを認めて、そういうふうな候補にして、そしてそれを県議会とか、そういった中で承認してもらうというふうな手続になろうかと思いますけれども、そういうふうないろんな手法があると思うんです。ですから、今は一つの佐藤議員さんの気持ち、あるいは要望としてお伺いして、それからでないと、なかなかこの場でどうだというようなことは言えないと思います。

そういうことで、まず内々に私なりに、あるいは執行部のほうで、これを確かめていきたいなというふうに思っています。そういうことで御理解をいただければと、今の段階で村長としてはその思いです。教育長は教育長の考えがあると思いますので。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） それでは私から、正直栄誉賞とか、私の方からまず、村長が先ほど答弁した考え方と同意です。ただ、実は子供たち、小中には、子供たちにはつくられた、これは先ほど佐藤議員が言った漆塗りの専門書なんですが、それを通じて既に小学校のほかに中学校には、大蔵村の出身でこのように活躍している人はいるということは既に伝えております。

教育委員会としては、まずこういった賞より、村から日本、世界、日本文化の伝統を守り、そしてそれをさらに高めていく次の子供たち、キャリア教育の一環として伝えております。今後こういった形で、賞とか様々言えることがあった場合、大蔵村にふと帰られたとき、子供たちにそういったお話などしていただければと思っております。

最後、私的なことですが、その中ですばらしい言葉を子供たちに伝えております。技術者は寡黙にあるということは、一つ一つ説明を聞かなくとも、それをこなせるほどの努力が必要である、これを子供たちに伝えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 大変、突然の質問というかあれで、大変御迷惑をかけましたと思うんですけども、それは今、意見を参考にして、私もこれからそういうことを個人として活動したいと思っているわけで、大変参考になりました。

教育長でもいいんですけども、先ほど言った、前中学校がどこかへ来ましたね、ガラス工芸か何かの講習か何かで、学校に来たんです。沼台だったか大蔵中学校だか、この人が来ているということです。大体。今思い出したんです。多分来ています。私も参加するつもりだったんですけども、都合で来られなかった。多分来ています。大蔵中学校だったか沼台中学校だったかどっちか忘れました。

そういうことで、大変参考になった意見をありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） おはようございます。

今日2番目の質問になりますが、私からは介護保険の関係で、特に村が実施しています紙おむつ支給など、介護保険任意事業の継続をという観点で、今日は質問したいと思います。

この質問、2024年に、また介護保険の法改正が予定されていまして、大変中身の深い問題なんですが、今日はそちらのほうにはあまり触れずに、この村独自の任意事業である紙おむつ支給ですか、あと寝たきり老人等の介護手当、この2つについて、ある程度絞ってお話し、質問したいと思います。

さて、介護保険地域支援事業の中には、自治体独自の判断で行うことができる「任意事業」があります。その中でも、家族介護の支援を目的として、当村でも紙おむつの支給を行っています。また、寝たきり老人等介護手当も、今年からは、これは一般会計のほうに付け替えられたわけですけれども、今年度も一般会計のほうから科目を改めて、本年度も存続をしています。

しかし現在、厚生労働省は、任意事業での紙おむつ支給を例外扱いとしています。もう既に例外扱いになっています。この間、対象を絞り込んでいます。令和6年、先ほど言った2024年度からは、任意事業から完全にこの紙おむつ支給事業を外そうとしています。

現在の予算の区分でいいますと、国・県・村の税負担、そして介護保険の1号被保険者、つまり65歳以上の方の保険料、この4者で、その財源を分担している形になっていますが、引き

続き介護保険の中で、この任意事業から外されて、仮に外れた場合に、介護保険の中の「村特別給付」ですとか、「保健福祉事業」で行った場合は、これは完全に第1号被保険者、つまり65歳以上のお年寄りの負担で、その部分は財源を貢うという形を取らざるを得なくなります。

他方で、今回の寝たきり老人等介護手当のように、一般会計で支給するように、特別会計から一般会計に移して存続をすれば、今度は一般会計から全額負担をするということで、今まででは国や県、そういったところも支援の対象になっていた、支援というか財源の支出になっていたわけですが、これが1号被保険者、もしくは一般財源であれば、村の単独負担になってしまうと、こういうのが再来年には予定されているという状況があります。

国や県が負担を放棄して、被保険者もしくは村のみに負担を求めるこには、到底私としては納得いくものではありません。もちろん、これは国の問題であって、村や県の問題ではないんですが、そういうふうに思っています。

そこで、以下の点を質問したいと思います。

まず1番目が、村として、国に対して従来の制度の継続、むしろ充実を求める考えはあるかどうか、これが1番目です。

2番目は、今後任意事業、とりわけ家族介護支援事業を、村としてどのように展開していく考えなのか、これを聞きたいと思います。

3番目に、仮に任意事業から、紙おむつ支給事業が除外された場合、どのような制度に「移行」させる考えか。場合によっては、これを機に事業自体を廃止するというような考えも懸念されるわけなんですが、そういった考えがあるのかないのか、むしろ私は続けてほしいという立場なんですが、村の率直な考えを聞きたいと思います。方向性を明確にしていただきたいと思います。

最後4番目ですが、本年度から一般会計に振り替えられた、寝たきり老人等介護手当は、全額村負担ですけれども、今後とも事業の存続を、一般会計に移ったけれども、今後とも引き続き、今年ばかりではなくてやっていくということを明言できるのかどうか、こういったことを質問したいと思います。

以上、4点をまず質問したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「紙おむつ支給など、介護保険任意事業の継続を」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

介護保険法が改正され、平成18年度から地域支援事業が実施されました。その当時の改正内容は、介護予防への重点化と地域包括支援センターの設置など大幅な改正内容となりました。その改正内容に、今回質問をいただきました任意事業が含まれております。紙おむつ支給事業に関しては、任意事業の中の家族介護継続支援事業から認められたものであり、村としても改正内容に沿って任意事業として取り組んでいる事業でございます。

その後平成27年度の改正により、紙おむつ支援事業については原則廃止となったものではあります、平成26年度に紙おむつ支援事業を実施していた場合は、当分の間実施して差し支えないこととされました。その後、平成30年度からは、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての支給に係る事業の廃止・縮小を検討することが実施の要件とされ、さらに令和3年度の改正においては、本人に住民税が課税されている場合は対象外となり、本人が非課税で同一の世帯員に課税者がいる場合は、年間6万円を限度とする支給条件に改正され現在に至っているものであります。

現在の村の紙おむつ支給事業は、要介護認定区分が要介護4又は5、もしくは認知症自立度Ⅲ以上で、所得要件に合致した被保険者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給しております。そのおむつの種類もニーズに合わせて増やしながら継続して行ってきたものであります。

さて、議員質問の「①村として国に対し、従来の制度の継続、充実を求める考えはあるか」ということでございますが、支給対象外とされたのは平成26年度であり、現在は例外的な経過措置として考えられることから、紙おむつ支援事業についての直接的な表現ではなく、今後の介護保険制度の改正に併せ様々な角度から検証し、村単独や場合によっては県町村会と歩調を合わせて意見を申し上げてまいります。

今まで佐藤議員からもこういった関係の質問が非常に多かったわけでありますけれども、その都度、県の町村会の中でいろんな形でそういった要望、要求を県、もしくは国に対して要望しているところであります。その中で、実際に達成されたものもありますし、まだまだこれから継続をしてやっていかなければならないものもあるというふうに考えています。思いは、私も佐藤議員と同じように弱者に負担を求めるということはあってはならないことだというふうに思っております。ただ、今の法律の中で決められたことは、しっかりとやっぱり負担をしていただき、その中で村と調整をしながら支援をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

次に「②今後、任意事業、とりわけ家族介護支援事業を村としてどのように展開していくか」ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延前には、家族介護交流事業、

家族介護教室などを行ってまいりました。今後、新型コロナウィルス感染症の状況を見ながら、安全な事業運営を心がけ継続してまいりたいと考えております。

次に「③紙おむつ支給事業の今後の方向性を明確にしていただきたい」と「④寝たきり老人等介護手当支給事業の存続を明言できるか」についてお答えしますが、現段階では当面、一般財源事業として現状の事業を実施してまいりたいと考えております。しかし、今後国の介護保険制度の改正や村の財政状況など、様々な角度から検証して2つの事業の内容についても見直しや廃止の検討も行わなければならないものというふうに考えてございます。できるだけ維持はしていきたいというふうな考えでいるということでございます。

本村では、平成29年度頃から後期高齢者が減少傾向にありましたが、村の人口構造を見ますとこれから後期高齢者の割合が増加に転じ、要介護者も増加に転じることが想定されております。そういった中で、限られた財源を有効に使い、できるだけ元気な高齢者でいられるように予防事業に重点を置いた事業展開を行っていく必要があるというふうに考えております。

これからも、高齢者福祉、また介護保険事業について意を配してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今現在、2024年度、令和6年度に向けて厚生労働省と財務省のほうで、介護保険の、私から言えば大改革をされようとしているように聞いています。議論はこれからまた煮詰めるんでしょうけれども、これは村のほうも関わってくる問題で、今現在、要支援のほうは村の総合事業でやっておりますが、今度は要介護1、2も、市町村のほうに移して、総合支援事業のほうにすると。介護保険から必要なときにこう、分離して外してしまうと、要介護3以上だけが介護保険の対象のように移行してしまうような流れに今なっています。

また、今1割の自己負担ということで、利用すれば利用者、高齢者が1割なんですが、それを2割にするような議論も出ています。

また、ケアプランは今現在無料でつくられるわけなんですが、これも有償化しようというこ

とで、本当に介護保険で保険料を取って、それをいざ使おうと思うと県が使えないというような形に、どんどん次の改正も含めて、改正といいながらどんどん財政との関係で、大きく制度が変質してきているように思います。

先ほど厚生労働省に対して批判的なことを言いましたが、要は財務省と厚生労働省の間で大きな駆け引きも行われていると思いますので、必ずしも厚生労働省に対してというよりも財務省での財源の問題、それが大きくのしかかっていると思うんですが、なぜこういう話を今したかというと、結局保険でやったものはどんどん、これから外されたものが市町村のほう流れてくると。そうすると、どんどんどんどん市町村でやっている事業も圧迫されて、任意事業なんかもそのあたりを食って、どんどん外されていってしまうんじゃないかな、それで一般会計のほうの事業に当面は残って、その後廃止するような方向に、当面は一般会計で残すようなことを言っていましたけれども、結果的に廃止の方向で、おむつの問題だとか、あとは介護者への支援金、手当金をなくす方向に行くのではないかというのは想像がつくわけですけれども、それでちょっとお聞きしたいと思うんですが、この介護保険の任意事業というのは、国の法定受託事務なんでしょうか。それとも自治事務なんでしょうか。この辺まず御説明ください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういういた詳しい細部については、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。田部井課長。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 今の御質問でお答えしますと、自治事務というふうになっています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 自治事務ですよね。自治事務といつても、何でもかんでも好き勝手にはやれないからそうなんですけれども、厚生労働省のほうで、おむつ支給を廃止するような流れで今ずっと来ているわけですけれども、本来自治事務といえば、ある程度関与ということが、国のほうからの指導なりがあったとしても、本来は市町村独自、村独自の自治的な判断ができる部分だと思うんですね。そういう意味では、介護保険制度で全部賄うのが理想ではなきにしても、賄い切れないものや、村独自の手法で、ほかの自治体はやっていないけどうちの自治体はやれるという、財政の問題はありますけれども、そういう中に自治事務が位置づけられているとすれば、厚生省も当初もなぜそんなこう、例外だ、廃止だというふうに強気でやってくれ

るのかな。この自治事務という観点から見ても、そんなにそんなに国のほうに、立場は分かりますけれども、頭を下げるというよりは、村の方針としてこうだという、もっと言ってもいいんじゃないいかと思うんですが、その点どうでしようか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） やはり国の考え方と、それから決まったこととか、国の中でそれを通さなくてはいけないといったところで、そのほかのことの自治事務として、今課長が申し上げましたとおり、その村、あるいは自治体独自で考え方と、そしてその保険者に対して、そういった便宜を図る、あるいはいろんな福祉の構造という観点からそういう対策を取ること、その辺は各自治体の自由でございますので、その判断を委ねるというふうな考え方だと思います。

大蔵村は、議員御存じのとおり、私が常にいます。小さい村だからこそできる、そういったことを果敢に今までやっていますし、これからもやっていこうとしています。そういう中で、確約ができるのかというふうな発言がありましたけれども、それは私の時点で確約したから、これから未来永劫続くというふうなものでもないと思うんです。そういうことから、やはり私も無理ない範囲内でやっていきたいというふうな表現にとどめてございます。

そういうことで、大蔵村は今までどおり、できるだけそういったことに前向きに対応していくというふうな考え方だというふうなことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 村長の気持ちはよく分かります。地方自治体の長としては、住民サービスという立場では続けていきたいけれども、やっぱりいろんな法律や財政の縛りがあるので、そこら辺の調整ということで、今のような答弁になったんだと理解します。

そうは言いながら、最終的にはこのままの流れでいけば、おむつの支給についても、またこの介護者に対する手当についても、なくしていくような形になってしまふと思うんですが、考え方として介護予防という考えが全面に国のほうもあると思うんですね。そうすると、重度の方には支給しているおむつだとか、あとは家族介護をしている家庭に対する支援である手当金だとかというのは、介護予防とは直接違うんじゃないかという発想がそもそもあるかと思うんですが、しかしやっぱり私も、何年かおむつをもらったり、あとは手当金をもらっている方の話、亡くなってしまった方もいますけれども、聞いていますと非常に助かっていると。これで何とか介護の疲れも癒やされているし、手当金の部分ですね。あとおむつが少なくなってしまったら大変だという、そういう声が聞かれるわけです。

それで、ちなみになんですが、このおむつの点でいうと施設介護、特養だとか、そういった

ところに入っている施設介護の場合は、これは介護保険の適用になっていると思うんですね。つまり、保険料を払って利用料を払えば対象となっていると思うんですが、施設介護については、おむつは保険の範囲内になっているんですが、それをあえて自宅で介護をしている、いろんな事情があって、もちろん特別養護老人ホームも待機者の問題があるので、すぐに入れない。なので、やむなく家族の方が自宅で介護する、そのときに施設に入れば保険の対象になるおむつ支給なども、結局は今無料で配っていますが、要介護4、5でないと配ってもらえない。それも将来なくなってしまうというのは、自宅介護と施設介護のバランスからいうとちょっと問題があるんではないかなと思いますので、村長の今の考えは私とも共通する部分もあって、否定するものではありませんが、こういった重度者だと要介護者を自宅で見ている方と、施設介護者、施設に入っている方とのちょっとしたアンバランスについてどのように考えているか、もし見解があれば教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのことについても、できるだけ施設に入ればいいよというふうなことではなくて、大蔵村では3世代同居が多かったり、そういうふうないい面がたくさんござります。そういうことから、やっぱりみどりも含めて、やっぱり自宅でというふうなことを前面に出して、うちの診療所と、それから担当課、健康福祉課との中で進めているわけであります。そういうことで、介護助成金というような形ではないんですけども、一時金で支給もしていますし、その増額を行いました。

そういうことで、できるだけおうちで介護をするということが、何というんでしょうか、損をしているみたいな感じの考え方というのは、これはいかがなものかと。やはり本来は自宅でそういう介護をするのが当たり前であったと。ただ、この時代になってきて、皆さんが出なければならぬというふうなことから、相互扶助というふうな思いで、この介護保険制度が出てきたわけであります。そうでないと、なかなか暮らしていくなくなるというふうな現状、経済的な問題からも相互扶助、やはり国民健康保険と同じような考え方の中に、この介護保険も出てきましたので、村としてできるだけそういうふうな不公平がないような形で今までも来ていますし、これからもやっていきたいと思っています。

細部については、田部井課長のほうから答えさせますけれども、まず話としてはそういうふうな形で、施設介護とそれから自宅介護の差というものをできるだけなくしたいなというふうな思いと、できればおうちで介護できるような、考え方でやっていけるような、そんなふうにしていきたいものだなと思っています。

荒川先生の言葉を借りれば、各家庭と診療所が長い廊下でつながっているというふうなことで、みとりまで含めて、そういった様々な診療、治療、そういうものを考え合わせて、大蔵村の医療を考えていくというふうなお話も、何回も私聞いてございます。そのことを大事にしていきたいなというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 今、佐藤議員からいただいたように、やはりどうしても介護の施設と在宅というのは、違いはあると思いますが、先ほど申し上げましたように、やはり基本は在宅で見ていただければ一番いいのかなというふうには、私の個人的な考えも含めまして申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうですね、施設も大事だけれども、むしろ在宅であれば、やはりそこで損が出てこないようにむしろするべきだと思うんですが、このまま国の流れの中でいくと、村長は当然一般会計から出しても存続するということを言いましたが、もちろん未来永劫村長が保障するわけにはいかない部分もあると思うんですけれども、結果的にだんだんこう、といったところにしわ寄せがいってしまうことは、全体としてはそういうふうになっていくのかなというのが見受けられます。

それで、そういう中でまず、今日確認したのは、仮に2024年に第9次の介護保険制度が始まったとしても、紙おむつ支給については任意事業から外れても、そのとき村長は誰かというのは別ですけれども、今の考えでは一般会計から支給して、引き続き行うということでよろしいのかということと、あと寝たきり老人の手当ですね。手当については、これは数年単位ではなくて、当面は存続するということでよろしいということでいいでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 確認だと思いますけれども、先ほど私申し上げました。できるだけ、先ほど申し上げたとおり、この小さな村ですので、そういったこと、村の一般財源の持ち出しがあっても、今まで佐藤議員がおっしゃってこられたこと、それから老人福祉についても、いろんなことを他の自治体はやっていないことを大蔵村ではたくさんやってございます。これについては、いつもお認めをいただいているんですけれども、そういう考えの下にやっていきたいというふうなこと、ただし私は申し上げましたけれども、今後国の動向、それから村内の財政の状況、そういったものを考え合わせながら、その都度考えていかなければならないというよ

うなこと、先ほどおっしゃったように未来永劫ではないということですね。確認されても、それを必ず続けていくんですねというふうなことを言われても、この場では検討できかねるということ、再度同じことを申し上げますけれども、そんな答弁になってしまいます。そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私自身もこの問題は、本来は国のはうでもっと明確な解決が必要な問題だと思うんですが、そのしづ寄せと言ってはなんですが、その大きなしづ寄せが令和6年、2024年度から村のはうに相当、今日取り上げたことだけじゃなくて、先ほどちょっと言った要介護1、2のほうが、村の総合支援事業のはうに移ってきたりすれば、事業者も含めて大変な状況になると思うんです。大変だというのは、介護保険制度から外れますから、村の財政状況によって、その収入だとか事業者の収入なども大きく影響を受けるような状況になると、小規模事業者だとかが、村全体では、そんなに事業者はないと思いますが、採算取れないという形にもなりかねない、今日は一部しか議論しませんでしたけれども、そういったものも含めて、今後国に対しても補助を備えて言っていくことが大事でしょうし、村としても仮にそうなった場合に、村としてその仕組みの中でどうやっていくのか、そのときにあくまでもその任意事業だとかという自治事務の部分については、ああそうですかというふうに単純に受け入れずに、自治的にやっていくことも想定して物も言うし、財源を確保する努力が必要ではないかなと。これは私の感想なので、そういうことを要望では、質問ではないですが、そういったことを訴えて、今日の質問を終わります。ありがとうございます。では、何か感想があれば。（「はい」の声あり）ではお願ひします。時間あるので答えてもらって。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども申し上げたとおり、基本的には私も佐藤議員と同じ思いであります。

大蔵村、何回も言いますけれども、小さい村だからこそできるいろんなことがございます。例えば一般的な考え方の中で、大蔵村ではよそはあまりやっていない、健康のつどいというのがありますよね。そういう村民の十四、五%が集まるような形の中でのそういう村民を集めて講座を開いたり、そして半日、1日、そういういろいろなイベントをしながら、やはり介護予防というふうなことで、運動も含めてですけれども、元気な体をつくるというようなことを大蔵村では率先してやってございます。これも本当に診療所があるというふうなこと、そし

て役場内部の健康福祉課の中で、いろんな形で職員から発案をいただいて、そういった事業もやってございます。これに見事に村民の方々が応えていただいているというふうなこと、これは何よりもやっぱり健康こそが大事だということが分かっているからこそ、この事業に応じていただいているものというふうに思ってございます。

そういった中で、やはり議員がおっしゃるとおり、私ども、弱者といいましょうか、大変失礼な言い方になりますけれども、そういった方々を名指しで誹謗中傷するようなことではなくて、逆に近隣、隣、そういったことの中で、お互いに助け合うみたいな、そういうことも健康管理、あるいは村民が仲よく暮らしていく、そういうふうな上で非常に大事なものかなというふうに思っています。

とかくすると、このつい最近については、他人のことはあまり看過しない、気にしないというふうなことで、隣近所付き合いもおろそかになっているような状況でありますけれども、大蔵村においては、逆にそういうところを意識づけを強くしながら、健康管理も含めて、しっかりそういう運動、あるいはそういう位置づけをやっていけるようなことを、今後村として主導していきたいなというふうに考えているところでございます。

ぜひ議員の皆様方からも、そういうことについてしっかりと指導していただいたり、協力をしていただいたりお願いできますよう、この席からお願いして最後の答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私は2点について村長に伺います。

まず1点目が、来春の4月に行われます統一地方選挙に当たり、それに向けての村長の所信をお伺いしたいと思います。

さらに2点目で、交通安全活動のさらなる充実について、以上2点についてお伺いいたします。

まず1点目の、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の不安定、さらにはコロナウイルスの第7波による爆発的な感染拡大と、まさに国際的な危機状況にあります。

一方、国内に目を向けると気候変動によると思われる群発するゲリラ豪雨や猛暑などによる被害は深刻さを増しております。幸いにして本村においては、2年前の7月豪雨のような大災害には至っておらず、ほっと胸をなで下ろす心境にあります。

自然災害の復旧と同様に村の行政も限られた予算の中でいかに村民から安心と信頼を得られるか、まさに正念場です。人口減少も進み、ついに3,000人を割った現在、役場庁舎の新築移

転の大事業も喫緊の課題であります。優れた指導力で村民の心を一つにまとめて、この取組を実現しなければなりません。

村長としての任期も残すところ7か月と迫っております。今後の大蔵村の方向性を示すためにもこの時期に所信表明を行い、村民に、有権者に選択の機会を持っていただくことが肝要かと思います。今後の行政運営にかける村長の思いを伺います。

2点目に、去る8月11日、村内において交通死亡事故が発生し、深い悲しみに包まれており、故人に対してもお悔やみを申し上げます。

車社会にあって突然起こる事故は、ときには重大な局面を引き起します。狭くても通い慣れた道路や住宅近くでの出会い頭の事故等も多く発生しております。

折しも明るい山形夏の安全県民運動の最中であり、連続交通死亡事故ゼロ7,621日を積み上げ、8,000日を目指して安全活動を展開しておっただけに残念でなりません。

また1からの出直しになりますが大蔵村交通安全推進協議会の強力な指導の下、全組織を挙げて村民の交通安全に対する意識向上を図っていかなければならぬと思います。

より充実した運動の取組をどう図っていくか、推進協議会の会長である村長にその意とするところを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「来春の改選に当たり、その所信を問う」と「交通安全活動のさらなる充実を」という長南議員の質問にお答えをいたします。

まず、質問をいただきました1点目の「来春の改選に当たり、その所信を問う」にお答えをいたします。

議員御発言のように国際情勢が不安定を増す中で、本村においてもエネルギーや食料品の高騰など住民生活に影響が出ております。加えて、気候変動による自然災害の甚大化やいまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の拡大などで、地域経済の疲弊も深刻な状況にあると感じております。こうした中、私の不注意で1か月もの間休みをいただく事態を招きましたこと、誠に申し訳ございません。

さて、私は村の人口減少に歯止めがかからない中、これまで多くの皆様方が村の活性化のために御尽力をいただきました御努力を受け継ぎたいとの思いで、平成19年から村政をお預かりさせていただいております。村長就任以来、一貫して村政運営における基本姿勢として、「直接対話による住民総参加の村政」を掲げ、「生活の質的向上・真の豊かさを求める」ことに意

を配し、人材の育成、産業の振興、福祉の充実と生活環境の整備の3点を重点として取り組んできたところでございます。

さらに、この4年間において重点とした事業の升玉水力発電所の稼働、合海住宅団地の分譲、肘折防災センターの設置、農業基盤整備の推進、道路網の整備などを図り、災害に強い安心安全な村の実現に努めてまいりました。

議員御意見のとおり、少子高齢化をはじめ、安心安全な村の実現のため災害発生時の拠点となる役場庁舎の建設事業、農業基盤整備のさらなる推進などの大型事業やコロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の立て直し、農業・観光業の稼げる産業への育成など住民生活を考えると解決しなければならない多くの課題がございます。こうした課題を少しでも解決し、先ほど申し上げましたが、「生活の質的向上・真の豊かさを求める」という目標を達成し、村民の方々にとって「かけがえのない唯一無二の村」「オンリーワンの村」をつくり上げることを来春の統一地方選挙に望む私の心境として、5選を目指す覚悟を固めたところでございます。

議員皆様の御理解と御協力を切にお願いを申し上げます。

次に、質問の2点目「交通安全活動のさらなる充実を」という質問にお答えをいたします。

初めに、去る8月11日に発生をしました交通死亡事故において、お亡くなりになられました村民に対しまして、心より哀悼の意を表し、お悔みを申し上げます。

さて、本村の交通安全活動については、御承知のとおり交通安全推進協議会を主体とする交通安全協会や交通安全母の会が中心となって活動を担っていただき、交通事故撲滅に御尽力をいただいているところでございます。その代表的な活動として、春秋の交通安全運動期間中の交通安全のぼり旗の掲出や立哨指導、カーブミラーや道路区画線の維持補修、そして交通安全に係る県や最上地区の事業への参加など、その活動範囲は広く多岐にわたり事業を展開していただいている、自己の利益を顧みないその活動に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

今回の死亡事故を機に、村では9月15日に交通安全推進協議会を開催し、交通安全運動に当たられる各団体からいろいろな御意見をいただくとともに、これから活動に関する計画を策定する予定しております。

協議会における協議事項については、広報などを通じ、村民の皆様に広く報告し、村民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、現在各自治体の努力義務となっております「交通安全基本計画」の策定にいち早く着手し、村内の交通の状況や地域の実態に即した交通安全に関する施策を具体的に定め、交通安

全活動の基本としてまいります。

最後に「交通死亡事故ゼロ」の記録は7,621日で途切れることになりましたが、村民が事故なく、平穀かつ無事に暮らすことは、村にとって最も大切なことでございます。これからも本村における様々な交通安全事業を通して、交通事故の撲滅に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましても特段の御理解と御協力を願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 区切って答弁いただきましたが、区切って質問したいと思います。

まず第1点の来春の改選に当たりの件につきましては、答弁いただきましたが、令和5年4月の改選に向け、行政のかじ取り役を明快に示していただきと受け止めました。既に完成している事業や、これから継続事業につきましても、数多く取り組んでこられたことに対しまして、大いに評価をしておるところでございます。いつの時代になっても、課題が山積する中にもあって、補正も含め40億円を超える一般会計を取り仕切っておるわけですが、その優先順位を検討して有効的な予算配分を行い、計画を具現化することによって、村民の生活の向上、安定を図っていかなければならぬと思っております。

このような観点から、常に村民との意思疎通を図り、これまで培ってきた経験と実績を基に、その実行力を遺憾なく發揮し、大蔵村発展向上のために頑張って努力していただくことを切望いたします。

また、村長は村の代表としての、最上広域市町村圏事務組合の理事としての役目もあります。県立新庄病院の開院や専門職大学の開学と、最上地域が大きくさま変わりする中にあって、最上広域消防本部の庁舎移転、さらには道の駅構想など、その立地場所等について、村にとっても関わりの深い課題も数多くあると思います。これらの案件においても、経験豊富な力量が必要とされます。5期目の挑戦に向け、このような課題に向け、いかに対処しようとしておられるのか、広域関係についてもお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員からは、過去4期の実績について大変高く評価をしていただいていること、この席をお借りして熱く御礼を申し上げたいというふうに思います。

これも議会の一人一人の議員の皆様、そして私の支えていただいている職員の皆様、あるいはそれをさらに支持をしていただいている村民の皆様、そういった多くの方々の御支援のたまものというふうに思ってございます。

ただ、私の気性として、リップサービス的な、いわゆるできないことをできるといったよう

な形では、私は申し上げてきた経過がございません。ですから、村長は少し辛口かもしれないというふうなうわさも立っているようあります。ですけれども、安易にあまり期待を持たせてできなかつたというふうなことを言われるよりも、逆にできないというふうなことをできるだけ言わないので、やってはありたいんですけども、そういうふうな安易な考え方はやはり私は好ましくないというふうに思つて、そういうふうな対応をしているところであります。

さて、議員からは広域に関してというふうな御意見をいただきました。広域に関しては、最上8市町村、新庄を取り巻く我々町村がちょうど放射線状に、ちょうど広域行政をやるに非常に都合のいい形で存在をしてございます。そういったことから、今後も新庄市を中心として広域行政を進めていかなければならないということは、皆様方もお分かりのとおりだと思います。

そういった中で、今日は傍聴という形で、私どもを常に指導していただいております小松先生が、県議会議員の先生がおいででございます。そういったことで、県議会議員の先生方を通じ、そして国会議員の先生方を通じ、最上広域の在り方というものを常にいろんな形で議論をしながら、現在に至つてございます。

そういったことで、県においては今回、県の予算が総取りされるような形で、最上地域にいろんな施設ができようと今してございます。これも本当に県議会の先生方、そして吉村知事さん、そういった全ての関係者の皆様方のおかげでございます。

そういったことで、何よりも私は最上地域が一つにまとまるというふうなことが一番大事なことだというふうに考えてございます。そういった中で、幸いにして今最上郡の8人の首長、それぞれ本音で話し合える、そういった関係を構築してございます。そういったことで、やはり自分の町村のみの利益を考えないで、最上広域というふうな形の中で、しっかり物事を考えいかなければならぬというふうに考えてございます。

そういった一番の必要性に迫られているのが、最上地域の人口の減少かというふうに思います。そういったことだからこそ、やはり最上地域に核となる新庄病院、あるいは福祉のセンターというふうなこと、そういったものをやっていただくそういった施設、それから最上圏民の安心安全を守る消防、そういったこともしっかり構築をしていかなければならぬというふうに考えます。

そういうことから、まとめて、また繰り返しになりますけれども、何といっても我々8人の首長の関係をよくして、その輪を最上8市町村の中に広げていくことが大事かと思います。それには当然、各町村の議会も入つてございます。そういったことで、最上郡の8人の議長さんも含めて、そういうふうな輪をさらに広げる努力を自分なりに、私なりに努力をしてまいりた

いというふうに思っています。

詳細については、いろいろあると思いますけれども、大きな今当面の課せられている課題の解決としては、最上地域として一丸となってまとまっていくというふうなことだろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　長南正一君。

○9番（長南正一君）　答弁いただきましたが、やはり村内にあっては、これだけ優秀な執行部の体制が整っておりますので、私からさらにどれを優先的にというようなことの問い合わせはしないつもりでおります。予定されたその金額の中で、ぜひとも一つでも取り残さず実行していただきたいと思っております。

また広域に関しても、やっぱり現在の顔ぶれを見ますと、5選を果たされた方、さらには6選を目指す方と、それぞれ実力のある方々がそろっておるんじゃないかなと思っております。その中にあって、加藤村長も5選を目指すという、明確に打ち出されましたので、それに向けて、やはり各市町村の首長さん方と渡り合って、ひとつ大蔵村発展のために御尽力をいただきたいと思います。

また、次回の改選にはどのような構図の戦いになるのか、今の段階では分かりませんが、常に斬新な考え方と、精神が広い心を失わず、行政執行に邁進していただくよう期待をいたしております。

続いて、第2点目の質問を行います。

これまでも、1,000日単位の節目ごとに目標達成の記念品を全戸に配布し、その喜びを分かち合い、次の目標に向かって安全活動を展開してきたと思います。

交通安全推進協議会の傘下にある大蔵村交通安全協会や交通安全母の会など、その活動が評価され、節目の折に感謝状の贈呈を受けたり、受けたことが交通安全協会にとりましても大きな励みとして活動に力を入れてきましたと思います。

まずは村民一人一人の交通安全に対する意識の高揚であります。それと同時に、危険箇所の改善と徹底した注意喚起、それと同時に啓発活動の充実ではないかと思います。

今月の15日には、交通安全推進協議会が開催されるという案内もいただいております。行政と推進協議会が、そして村民一人一人の総力を挙げて、途方もない数字かと思いますけれども、今回出し得なかった交通死亡事故ゼロ8,000日を一つの新たな目標として、掲げてはどうかなと、そういう思いをしておるところであります。

村長はいつも大きな目標よりも一日一日の積み重ねがその成果につながっているんだということを申されますが、やはり一つ大きな目標を掲げて、それに関係機関が全力を挙げて取り組むということも、一つの方策かなと思いますので、その点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員さんからは、自ら肘折支部の交通安全協議会の支部長として頑張っていただいている、そういったことから人一倍今回の事故について、人が亡くなつたということに対して、残念な思いをされたというふうなところで、この質問のところにいただきました。本当にそういった思いが伝わってきたところであります。

そして、今いただいた質問としては、今回達成できなかつた8,000日を死亡事故ゼロの大きな目標として掲げてはどうかというふうなお話でございました。それもこの9月15日の会議の席で、皆様方でお話合いをしていただければというふうに思つてございます。

私からはあえてその目標について、今明言をすることはちょっと難しいかなと思っています。当然大きな目標を持つことは非常にいいことでもありますし、ただ、私はこの交通安全死亡事故ゼロ、今までにおいても、必ず御挨拶のときには死亡事故ゼロの日数ありきではないというふうなこと、日々の交通安全に関する村民の関心の在り方、協力の仕方、そしていろんなそれを予防する対応の仕方に、非常に大事だというふうなことを申し上げて、そのことを役員の皆様方、あるいは広報の際にそれを周知をしていただきたいというふうなことを、今までずっと申し上げてきたところであります。

本当に今回の死亡事故については、思ひぬところで思ひぬ方がやつてしまふと、大きな落とし穴だったのではないかなと。その事故についても、まだはつきりした根拠といいましょうか、あまり明確でないような話も聞いてございます。そういったことで、車を運転される際には体調とかそういうことをしっかりと確認をしながら、しなければならないなというふうなことでございます。ブレーキ痕がなかつたとか、普通こんな運転をする方ではないのにというふうな話が非常にこう残念がられているというふうなことをお聞きするに当たり、亡くなられた、本当に村民の方に対しては、本当に弔意を申し上げるものであります。

そういうことで、今議員からあつたとおり、目標については、まず堅実なところから設けていったほうがいいのかなというふうな私なりの考えでございます。なおかつ、8,000日というふうな大きな目標を持つことも、これもやぶさかではないわけで、15日の会議の際に改めて皆様方の意思疎通の下に、そういうようなことを決めていただければありがたいと思いま

す。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 2点目の質問につきましては、今村長から答弁していただきましたが、やはり目標を掲げるということも一つの大きな活動の励みになると思いますので、私も今月の15日の会議にも案内をいただいておりますので、その際にも発言をして取り組んでいきたいと思っております。

そして、時間もあれなんですけれども、第1点目の質問に対しても明快に答弁していただいたということに対しまして、またさらに新たな村民、そして有権者の判断があると思いますので、その点につきましても今後とも頑張っていただければと思っております。では1つ。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほどの中で1点だけ、皆様方にこの資料をお渡し申し上げました。これは私の1点目の質問に答えたいというふうな思いでおったところ、八鍬議員さんからこのことを情報いただきました。

今回の四ヶ村の棚田のほたる火コンサートに来た方が寄稿してくださったというふうなことで、こういうふうな大蔵村のことをしっかり見ていただいている。本当にすばらしい官民が一体となった企画と、そしてそれを実行していただいて、大蔵村の底力を実感しました、というふうな寄稿をしていただいたんです。

これは、赤松の滝沢ウンさんと、加藤幸子さんに本当は来たんだそうですねけれども、この方はちょっと体の調子が何かで、なかなかその現場に行けなかつたという、八鍬議員さんがこれを紹介をしながら、お連れして見せていただいたということでありますけれども、サガエコウジさんという方、74歳の方、しょっちゅう大蔵村に来てくださるんですけども、こういうような形で、この村づくりを進めていくということが非常に大事なんではないかなと思います。

本当に褒め過ぎなぐらい褒めていただいているというふうに思っています。役場だけではない、村民の方々が自らいろんな活動を通して、村づくりに参画をしていただいているというふうな評価でございます。それをこれからもずっと続けていけるように村づくり、それこそが大事なのではないかなというふうに思っています。

ともすると、先ほど私申し上げましたけれども、近所付き合いがおろそかになるような、あるいは人のことには関心を持たないというふうなことであるんですけども、大蔵村について

は、そういうようなことが今もないということやなこと、そしてこれの延長として、こういうふうないろんな事業ができているというふうなことは私もすばらしいことだというふうに思っています。本当に村民の方々に感謝を申し上げたいというふうに思います。ぜひ議員の皆様方からも、そういうふうな目で見てください。そして、それに対していろんな御指導をいただければというふうに思っているところであります。よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　長南正一君。

○9番（長南正一君）　大変明るい話題の提供があって、私も村だけじゃなくて、他県出身者、いろんな形で大蔵村を愛していただいているんだなというのを感じました。

今後ともひとつ、皆様方、執行部とも御活躍を期待しております。

質問終わります。

○議長（鈴木君徳君）　ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分　休憩

---

午後1時00分　再開

○議長（鈴木君徳君）　休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番　早坂民奈君　登壇〕

○8番（早坂民奈君）　保育所園庭と遊具の拡充をという質問をいたします。質問の相手は村長です。

先日保育所遊具の撤去工事が行われました。そのとき、新しい遊具の設置は、とお尋ねしたところ、今のところはないというお答えでした。

現在、外の遊具は滑り台とブランコ、しかし使用できないようになっているものもあります。夏はプール遊び、これからは運動会の練習と遊具を使っての外遊びはしておりません。

しかし平衡感覚を養ったり、ダイナミックな体を使った遊びができるのが、保育所の利点の一つではないでしょうか。雪問題もありますが、よく考えていただきたい。

次に園庭について、毎日の送迎で、一度バックをして停車しなければなりません。特に朝の時間帯は出勤を控えた保護者で渋滞が起こっております。また、祖父母の運転でバックの苦手な人もおり、前進のみで停車するには、園庭を使うしかありません。事故を防ぐためにも、園

庭を広げてはどうでしょう。幸いにも隣地の農地がほぼ耕作しておらず、好適ではないか。

以前より、村に遊び場が欲しいと質問しており、提案もしてきました。少子化で子供の数も少なくなっていますが、保育園児だけの遊び場ではなく、地域の子供たちも使える公園としてはどうでしょう。将来の子供たちのために、ぜひ前向きに検討していただきたい。

村長、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「保育所園庭と遊具の拡充を」という早坂民奈議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、児童の身体能力の発達のために保育所の児童の遊具を増やしてはどうかといった御提言をいただきました。

今回は、児童の安全確保の観点から老朽化と雪により破損が著しい児童遊具を撤去いたしました。その際に、新たな遊具の設置について検討を行ったところでございますが、これから設置工事を実施したとしても、すぐに降雪期を迎えることとなることから、今年度の事業としてではなく、どのような遊具がふさわしいのかを検討し、来年度以降整備する判断をしたものであります。今後は、雪による破損などを考慮に入れ、取り外しができる遊具など、現場と検討を進めながら児童の発達に必要な遊具を設置してまいりたいと考えております。

次に、議員からは児童の送迎の状況を鑑み「園庭の拡充を」という御意見をいただきました。確かに、駐車場にバックで駐車をすることは苦手な方もいらっしゃいます。保育所に限らず、外出先でもバックで駐車するところもありますし、前から入れても、後ろ向きに出てこなければならぬ場所も数多くあります。また、駐車するところの大半が前から入れて前から出られるところは少ない状況です。どのように駐車するかということもありますが、まずは、車を運転する際は、周りの状況に気をつけてお願いしたいというふうに思います。

さらに、園庭の拡充に併せ地域の子供たちが使える公園としてはどうかという御提案をいたしましたが、保育所が開所しているときは、保育所児童が優先となります。保育所が休みのときは、現在も地域の子供たちが遊びに来たりしておりますので、今後も御利用いただいて構わないというふうに考えております。

現在の保育所は昭和58年度に建設したものであります。それからもうすぐ40年がたとうとしております。昨年6月の議会でも答弁いたしましたが、保育所の整備についても村として総合的に考えてまいりますので、当面は、現状での保育事業を継続実施してまいりますので、議員

皆様方の御理解と御協力を願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私たちの年代だと孫の世代になります。ですので、ここにいる議員及び職員の方でも、孫たちの家庭での状況、そういうのは分かっていらっしゃると思うんですけれども、女の子でも男の子でも、うちでは走るなど、まず言われています。そしてちょっと高いところに上ると危ないからやめろ、下りろというふうな注意がしているかと思います。そうなると、子供たちって一体どこでそういうふうに上ったり、走ったりできるんだろうと考えたとき、それはやっぱり保育所で走り回れるということが、家庭と保育所の違いかなと私は感じております。

それで、保育所を皆さん見たことあるかと思うんですけども、保育所に行きますと、まず先日遊具を提供いたしました。残っているのはブランコ、滑り台、それからタイヤの跳び箱、それから登り棒、あと砂場、ぱっと見ブランコにはもう周りに囲いがなっていて、使えません、使っておりません。それから滑り台も転落防止のように周りに網を張っているので、滑り台は使っております。タイヤの跳び箱は5個、それから登り棒という感じなんですが、昔、多分雪のせいで撤去したのかもしれませんけれども、ジャングルジムとかいろいろな遊具があったと思います。でも今、そういうのが全然見受けられなくて、あれ、ここ本当に保育園と思うような、そんな感じで私は孫の送迎をしております。

せめてジャングルジムなり、またはちょっとした丘なり、小山なりをつくっていただいたら、あとタイヤの跳び箱、あれをもうちょっと増やすとか、そういうふうにして子供たちが自由に遊べる空間が欲しいなど、ちょっと考えたんでした。だけれども、この答弁の中では、今すぐしろと私は言っておりませんし、来年度以降そういうふうなことを考えて整備していただければと思っておりましたので、それは来年度以降整備するというふうに、ここに答弁書になつておるんですが、今のあの敷地内で、一体どのような遊具をお考えになっているのか、面積的なものですね。それをちょっとお尋ねしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の1点目の質問に対して、しないということは申し上げておりません。今、議員が確認して言っていただいているときに、しっかり検討して設置をしていくというふうな担当課の意思でございます。具体的にどんなものかというふうなお尋ねですので、担当課長に答えさせます。議長、取り計らいお願いします。田部井課長です。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 今の御質問に対してですけれども、今まで確かにジャングルジムとか、雲梯に似たようなラダーと言われるようなものがありました。ただ、ちょっとラダーのほうですけれども、こちらについてはちょっと落下というようなことがありましたので、それで撤去して新しく更新しないというようなことでございます。ジャングルジムのほうも、いろいろと今後とも考えていかなければいけないのかなとは思っております。

それで、あともう1点、ブランコ。こちらのほうは、ちょっと年少の小さいお子さんもいるので、通常使えないようにはしていますけれども、あと保育士がいるところでは使えるような形で今も使用しているというような状況でございます。

一応、どういう配置にするか、それはどんどん現場のほうの動き等を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 昔の話なんですけれども、私たちの時代、もう本当に大昔というふうになるんでしょうけれども、昔は親が本当に子供をほったらかしして、それこそ私はそんなに山奥ではなかったんですけども、ちっちゃな山があったので、餓鬼大将に引き連れられて子供たちだけで小さな山に行って山登りしたり、あと川遊びをしたりというふうな感じで、本当に自然に親しんで育ってきました。

大蔵村ってこんなに自然があるのに、川遊び駄目、あれ駄目これ駄目と、それは時代の流れだからどうしようもないかもしれないんですけども、危険なことを教えるのも、まず保育所で集団生活の中で教わると思うんです。ただ、かもしかクラブ等で交通安全教室をしておりますので、道路の横断とか、車が来たらこうだよというふうな、そういう基本的な安全性を勉強することはできるんですけども、木に登ったりして落ちる、こういうふうな木に登ったら危ないよとか、そういうのは体験しないと分からぬと思うんですよね。それが雲梯あたりで登っていれば、この辺でもう足が届かなくなったらこの辺で下りたほうがいいなと手を離して覚えたり、あとジャングルジムの登り下りをしていれば、それで高いところに行ったらこれ以上登れば危ないなとか、そういうのをやっぱり体で体験していくのが、年中、年長、そのあたりから教えていかないと、ちょっと小学校に入ってから、突然ジャングルジムがあるとかというのでは、先生方も休み時間、そこまで配慮して見ていただいているのか、ちょっと私は小学校のほうまで分からぬんですけども、全然そういう経験をしていない子供たちが、突然そういう面白い遊具があるというので、登ったり下りたりして、けがをしたということもなきにし

もあらずと思いますので、今雲梯、ジャングルジム、そういうのも今後整理していただけるというふうに願っておりますので、それは遊具の拡充ということでは、私はお願ひするしかないとと思っております。

ですが、園庭の広さですよね。今園庭にジャングルジムとか、そういうものを設置した場合に、今度は子供たちが自由に走り回る広さ、果たしてそれがあるのだろうかと。そして、前後になりますけれども、前進してというか、バックをして送迎するということで、ちょっとそれますけれども、実際昔、1年ちょっと前に、前進したりバックしたりと統一はされておりませんでした。保育所で送迎するとき。だけれども、子供たちの安全性を考えて、親たちはやっぱり急いでくると、一々バックしてというよりも、ぱーっと前進で止めて、そこで子供を降ろしてバックしてくるもので、子供たちがどっちを歩いて保育所内に入つていいか分からぬといふことで統一したんだと思います。実際に、ここの中ではスーパーでも外出先でもというふうに書いてありますけれども、スーパーと保育所の送迎のバックとはもうまるつきり私は違うと思っております。

今日、全然話違うんですけども、3歳児の子が送迎バスにそのまま置いてきぼりというか、それで亡くなっているという、子供って考え方をすることをするんですよ、大人が。ましてや私たちの運転席から、子供たちの背丈、それがちょっと見えないときもあります。たまたま私の車にはバックモニターというんですか、あれがついているので確認しながらバックはしておりますけれども、年を取ってきたら本当に真っすぐに止めるもやつとなので、子供を見ながらバックというのは本当に大変です。それで若い人たちは、また車体の大きい車なものだから、途中止まっていて、あれと思って、ひょいっと子供の姿を見たときのあのどつきり感、これはちょっと心臓に悪いくらいびっくりするときあります。それで、できるだけその時間帯をずらして、今送迎はしておりますけれども、その時間をずらせない親たち、もう慌てて会社に行かなきやいけない、職場に行かなきやいけないという人たちは、できるだけその手間、バックをして、安全性というのは分かるんですけども、それは保育園での送迎の中で安全性、果たしてこれが気をつけて行ってくださいというこう文章だけで済むのでしょうか。そうなったときに、どうしてももし前進で止めるとなったときには、園庭の中に入つて止めなきやいけなくなるので、園庭の敷地面積というんですか、それがすごく狭くなるなど感じております。

この答弁書の中に、私隣地の農地ということを書かせていただきましたけれども、そのことにはちょっと触れておりませんので、その辺もちょっと含めて答えていただけたらと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員からは、早坂議員なりの考え方の御意見、御質問といったことでいただいたというふうに私は思ってございます。

当然、何よりも優先しなくてはいけないのは、大事な大事な子供さん方の、いわゆるいろんなしつけ教育、そういったもの全てでございます。私はまずこの保育所を開設しているにあたって、保育所でなければできないこと、いわゆる集団生活だというふうに思っています。そういうことをしっかりと学ばせる、それが保育所、安全も含めてそういうものだというふうに思っています。

私が思うに、早坂議員がおっしゃるのは、家庭で子供に教えなくてはいけないこと、教育しなくてはいけないことを、あえて保育所にまで要求しているというふうに私には聞こえます。これはどちらがということではなくて、両方でどちらについても教えていくことが大事なことだと思いますけれども、出発点がそこ違っていますと大きな差ができるというふうに私は考えます。ですから、そういうことを要求するのではなくて、お互いに一緒になってというふうな考えが基本なくてはいけないのではないでしょうか。

そういうことで、私はPTAとか、そういうとき学校に行くといつも申し上げるのは、しつけを学校とか保育所とか、そういうところにお願いというよりも押しつけるのは、これはまずいよというふうなことを言っております。そのことから考えていただきたいなというふうに思ってございます。

保育所で指導すべきことは保育士さんの方々が、あるいは保育に関わる部署、いわゆる健康福祉課の皆様、役場職員の皆様方はそれなりにしっかりと私はやっているというふうに自負してございます、考えてございます。そのことをまず違いがあるというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それから、駐車の仕方なんですけれども、確かに朝送るときには忙しいかもしれません。子供を降ろしたら降ろしっぱなしじゃなくて、自分も一緒に降りて玄関先まで子供たちを引率する、送り届ける、これのはずなんですね。保育所までの送迎については。バスで行く子供たち、あるいは臨時バスで行く方々は、全部そういうふうにして、保育士の皆様方、関係者の皆様方が、そういうふうな形で1列に並ばせて、ちゃんと送迎をやってございます。

それも子供たちなりに、いろんな危険さとか安全性というものを、おののおのの感性で捉えて大きくなって成長していくわけですので、そのときの気持ちというのは非常に大事なものだというふうに考えてございます。そういうことも含めますと、ない物ねだりではなくて、今あるも

のをいかに安全に使いこなしていくか、そういうことも大事なのではないかなというふうに思います。私はやらないと言っているのではないんです。なぜかというと、何回もこの1回目の答弁で答えておりますように、もう40年近くたつていて、あの場所に保育所があること自体がちょっとどうなのかなというふうに思っている保護者の方々がかなりいらしたと思うんですね。あの急斜面の中を子供たちが歩いてきたり車乗ってきたり、危なくなかったのかというふうなこと、それを考えると、私はぜひこの庁舎建設に絡めて、皆様方にお願いしているとおり、役場といいましょうか、いろんな施設、役場の施設をあるところにまとめて、今回も整備していきたいというふうに申し上げておるのは、そのためであります。

そういうことで、私は今そのところにかけるお金がもったいないということではなくて、我慢をしていただくところは我慢をし、そして安全に配慮をしていただき、そしてしかるべきが来ましたらきっちり対応できる、そういった施設を建設をしていくということが肝要なのかなというふうに考えてございます。

当然今、早坂議員から言われたことを参考にしながら、今後の子供たちの送迎に関しても、出せる知恵を出して、安全に送り迎えができるようにしていただけるように努力はしてまいります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 家庭でのしつけをと村長おっしゃいましたけれども、子供1人に大人1人、そういう場合が送迎するとき、まず大人の人が降りてから子供を来なさいよというふうにするんですけども、子供3人、赤ちゃんいる人たちの場合はそこまでいかないんですよね。見ていると。そうすると、まず子供たちのドアを開けると子供たちが降ります。待っててねと言われて、はいと聞いている子はいますけれども、子供って本当にどんな動きするか皆目予測できません。そうなったときに、大人の人が赤ちゃんを降ろしている間にふっと動いてしまうんですよ。それを常に送迎している方たちはちゃんと予測しながら、今まで子供たちを降ろしているので、事故はありませんでした。

でもこれは、交通安全ではないんですけども、本当にみんなが気をつけているから絶対起こらないというわけじゃないと思います。何かの拍子に子供たちが、普通だとバックをしたらば後ろから行くのに、突然前にぽんと出たときに、前進してきた車がバックするのでというの、そういうところに出くわすということも必ずあると思います。しつけはなっていると思いますけれども、先生方も必ず声がけします。迎えに行ったときも保護者の人が来ない限り1人

で玄関から園庭に出ないでくださいと、それを口を酸っぱくするほど言われていますので、そういう心配を私はしておりません。それなので、しつけ押しつけるとかそういう考えはありません。だけれども、念には念を入れておかないと、いつどうなるか、こういうふうに言ったから絶対大丈夫だろうとか、それは大人の人とはまた違った動きをする子供たちだからこそ、私はバックでするよりは前進でという、そうなったときにやはり園庭の中に必ず車が入ってこなきやいけないし、そしてあと庁舎というふうに話をなさっておりましたよね。庁舎はまずこれから何年後かにできるかもしれませんし、最初耐久年数50年ということですから、まずもう10年はあの保育所を使うわけですよね、使えると。早めになるか分かりませんけれども、でも、最長10年使ったとして、その10年の間に子供たちが無事故というふうな保障は絶対ないと思います。ましてや、今外遊びでも駆けっこしたりとか、そういうことはやっていますけれども、平衡感覚といったらおかしいかな、とにかく家ではできない遊びをしてほしい。それで体感しながら自然にというか、木登りしてもこれ以上は登っちゃいけないとか、木登りばっかり言っていますけれども、小さな丘というか山があれば、まず130とか140くらいの子供たちが見る視点と、1メートル登っただけで全然視点違いますよね。そしてあそこの場所はちょうど見晴らしもいいですので、絶対子供たち、こういうふうな景色なんだという、そういう情操的といつてはおかしいけれども、そういう面だって私は育つと思います。

だけれども、今村長は庁舎のほうにちょっと力を入れていらっしゃるので、隣の土地まで広げるというふうな、我慢をしていただければというお話なんですが、あそこがあれば私はお金をかけずとも、自然の遊具も造って、そんなに雪のことを考えながら造るにしても、あそこに花畠でも、花の迷路でも造ったりとか、そういうふうな感じでそこがあればいいなといつもこう見ているんです。

とにかく今、雑草が生い茂っておりまして、たまに刈っていらっしゃるんですけども、この天気のよさで雑草の伸びのすごいものですから、ちょっと怖いくらいに伸びております。それだったらば、土地を有効利用できたらばなというのがあって、ちょっとこれを書きました。

それから公園でも、新しく保育所ができたとしても、あそこにそういうふうな自然の公園とかを造っておけば、そこに将来的に子供たちが遊びに行ける、今の子は遊んでいるとはおっしゃっていますが、あそこに休日遊んでいる姿、私はちょっと見たことはありません。というか公園以外でも、あそこで遊ぶくらいなら山形なり東根なり、あっちまで連れて行って遊ばせたほういいわというお母さんたちが多いと思うんですよね。だけれども、そこまで行けない子供たちのために、ちょっとあそこだとちっちゃな山もあるし、いろんな遊び場もあるし景色もい

いから遊びに行こうかというふうな感覚で遊べるような、そんな公園があってもいいんじゃないかなと思ったので、もし新しく保育所がどこかに移動してもそのまま利用できるような、建物は利用できなくとも、園庭というあの公園みたいのがあれば、そこで遊べるのではないかなどというふうな思いがありました。

あと、戸沢保育所あたり見ますと、すばらしい園庭です。あれはもう新しくできたからかなとは思うんですけども、今の若い人たちってインスタ映えじゃないけれども、ぱっと見、見た目をすごく大きく感じるんじゃないのかなと思ったとき、そういう目で見てちょっと保育所を見ていただきたいなと思います。そうなったとき、あれ、この保育所、遊具何もないというふうに見られてしまったのでは、せっかくいろいろなハードというか、ソフト面で、少子化に対して村長一生懸命頑張っていただいて、保育料無料になったし、医療費も無料になったという、そういうソフト面はしっかりしているんだけれども、こういうハード面で、もうちょっと見た目をよくするようなことを考えていただければ、大蔵村に来たいなという方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。

鮭川村さんが何か子供の数が増えてきているというふうに話は聞いています。それは何だろうと思ったときに、鮭川村では外国の方が森のようちえんというふうな形で、木の子のエコパークのところで自由に遊ばせるような、そういうふうな考えもお持ちで動いております。そこまで私したいとは思いませんし、また人のまねをする必要もないんですけども、せめて今通園している子供たちに、できるだけ自然に親しんでいただきながら、体を動かして遊べる、そういう場を設けてほしいなと思っております。村長いかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、早坂議員から言われたところを参考に、その土地がどういうふうになっているのかということも含めて、担当のほうともう1回話をしてみたいと思います。

ただ、先ほど意見の食い違いというかあったので、その点をちょっと確認しておきたいと思います。私はしつけと申し上げましたけれども、水泳をされたり、それから木登りをさせたりとかいうふうなこと、これを保育所の中で、保育士が自分の受け持ちとしてそれをやらせる、やらせないの判断というのはあろうかと思います。それはいいんですけども、そういうことはやっぱり、本来、本来というか家庭といいましょうか、家族内といいましょうかね、そういうことでまずするのが普通なのかなと。

私はやっぱり、早坂議員さんよりも年長者ですので、私の育ったときはもっともっと親から手をかけていただけない時代がありました。そのときはそのときなんですね。今でいえば荒れ

た川で、子供たちだけで水泳ぎをするなんてことはちょっと考えられないことなんですけれども、それでもちゃんと水の事故がなく、今に成長して、このとおりの年長者になりましたけれども、そういうふうな時期は時期なんですよね。ですから、自然に学ばせるところとか、そういったことは、やっぱり集団生活の中ですることとまた違うような感じがするんです。ですから、そういったことの判断といいましょうか、方針については、保育所なりの職員の皆様方の考えがあって、カリキュラムに応じた指導といいましょうか、体験をさせているので、どうなのかなというふうな思いがございます。そういうことで御理解をいただければというふうに思います。決してしないとかというふうなことを言っているわけではないということでございます。

それから今、鮭川村のお話ございました。確かにエコパークというふうなすばらしい公園をもって、ああいうふうないろんな施設もやってございます。子供が増えた理由なんですけれども、それではないんです。大蔵が山形県で先駆けて子育て支援住宅を建てました。それを今やっているんです。それでその時期が、ちょうど子育て時代にそろっているものですから、人口増えます。そういうことで増えたんです。

大蔵村は、本当にこれは次の海藤議員さんの質問のときにもお答えする予定でしたけれども、そういうふうな事業をやったがゆえに増えるということもございます。なかなかそれを継続するというのは難しい。このたび、ここ3年ぐらいはコロナというふうなことで、どの町村も異常に出生数が減少しています。これは本当にちょっと、えーというぐらい、異常なぐらい子供の出生、大蔵村でも10人足らずというふうになってございます。今まででは最上郡の中でも一番多いほうだったんですよ。例えば、今の4年生ですか、5年生ですか、教育長。5年生ですか。5年生2クラス、これ唯一なんですよ。金山さんとか、舟形さん、戸沢さん、鮭川さん、そのときはどこの町村も1クラスだったんですけども、大蔵村だけ2クラスになり得たんですね。ちょうどそれが子育て支援住宅を建設して、子育ての方々が来ていただいた、そして住んでいた、だからこそそういう結果が出たんです。それを定住させるということは非常に難しいことなんですね。ですから、それを定住をしていただくためにいろんなことをしてございます。先ほど言ったとおり、保育料についてはそういうような形でさせていただきました。いわゆる子育てをしやすい環境をつくってあげる、そのことだというふうに思っています。

そういうことですので、できないということではなくて、工夫をしながら考えてはまいりますけれども、抜本的にこうしたらこういうふうに変わるということではないというふうに思うんです。私は先ほど言ったとおり、保育所の子供たちの管理といいましょうか、それについて

は親御さん、保護者が送迎する場合には、玄関まできっちり送り届けるということが原則になっているはずであります。ですから、自分だけ運転者、保護者が安全にしていたとしても、やはり早坂議員さんおっしゃるとおり、よそから来たじゃないですかけれども後から来た方々が車乗ってきて、どういう行動をするかも分からぬ。だからこそ玄関先まで送り届ける必要があるんですよ。これをやっぱり徹底してもらわぬ限り、別の方法で登園してもらうほかないと思うんです。たまたま今まで、やっぱり議員おっしゃるとおり事故ないというふうなこと。ただ、こういった事故の起きるということは、駐車場を広くしたからとか、狭いからとか、そういう単純な理由ではないと思うんです。そういった注意喚起の仕方、その方法によって大きく変わってくるものだというふうに思っています。

ですから、基本は基本として、しっかりその忙しさに紛れることなく、それをきっちりやつていただいて、子供たちの安心安全を守っていかなければならないというふうに思っています。ですから、朝の時点で忙しいからどうだこうだではなくて、やっぱり保護者としての、親御さんとしての義務はしっかりと果たしていただきたいというふうに思っています。これからいろんな方法で、子供たちが安全に通園できるような形の中の連絡といいましょうか、通達といいましょうか、それをさらに徹底してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） なぜ今日、今回こういうあれをしたかというのは、やっぱり注意喚起ですか。これは遊具だけじゃなくて、やっぱり安全ということも考えながら、今回ちょっと質問させていただいたんですけども、保育所のほうでも通達はしております。通達もしておりますし、保育所の先生方も本当によくしていただいて、私はありがたいなと思っております。

それなので、保育所の先生方とか、あと執行部のほうのそういうのがどうのこうのというのではなくて、結局は私たち保護者のほうに、まず通達も、もう一度考えていただきたいし、安全をもっと考えていただきたいということで、今回ちょっとしたんですけども、その中でやっぱり年取った私たちはバックはちょっと苦手だよなと、それだけはちょっと個人的にもそうなんですけれども、そういうふうに思っている方が多いのではないかなと思って質問させていただきました。

そしてあと最後ですけれども、本当に村長おっしゃるように、ソフト面では保育料、医療費、これを本当に最上郡内の先陣を切って行っている大蔵村です。せめて、せめてというか、ぜひとも若い人たちがここに住みたい、住んでみたいという、そう思えるところに、村にしていき

たいと思って質問させていただきましたので、今回のいろんな答弁の中で、私が思っていた以上にお答えしていただいたなと感じておりますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、安全面、それから子供たちの遊び、体力、情操、そういういろんな面を考えて進んでいただけたらと思って、質問は終わりにしたいと思います。

村長の答弁は結構です。要りませんので、どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 私が最後になりますので、よろしくお願ひします。簡潔に伝えたいと思います。

質問事項なんですけれども、子育て支援住宅における入居を中学校卒業までとしてはどうかという、10年前に同じような質問したものとそれと同じようなことなんですけれども、10年後またするというような再質問という、格好になりますのでよろしくお願ひします。

また、退去後の居住に村の対策は。これも以前も答弁してもらいましたけれども、10年過ぎたので、これからどうなるのかなと思って質問したいと思います。

まず、①小学校を卒業した段階で子育て支援住宅というのは、出ていかなければならぬということが本当に必要なのか、経済的に余裕がある人はすぐ家を建てられるということでしょうけれども、最近本当に建築住宅の単価が二、三倍ぐらいになって高騰しているということで、大変じゃないかなと思うので、やっぱり今の時期、小学校卒業ということでなくて、中学校まで卒業できるような、この対策を考えてもらいたいと私なりに思っているところでございます。

2番目に、住宅を出ていかなければならぬとなった段階ですけれども、今は分譲した宅地、何か1か所しか残っていないという話でしたけれども、そういうふうな段階の中で、これからもまだ退去する人がいるわけでございますので、その今後のこと、分譲のほうも考えてもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「子育て支援住宅の入居を中学校卒業までとしてはどうか」と「退去後の住居に村の対策は」という海藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに「子育て支援住宅の入居を中学校卒業までとしてはどうか」との質問にお答えをいたします。

子育て支援住宅は、子育てを支援することを狙いとして設置したものであります。その入居

資格は、議員御承知のとおり「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に新生児の出産予定又は小学校若しくは特別支援学校の小学部までの者がいること。」と規定しております。

これまでも幾度となく一般質問にお答えする形で申し上げてまいりましたが、この意図するところは、中学校卒業までを入居者資格とした場合、高校進学を機に村外へ転出する世帯が多くなることが想定されることから、これを防ぎ村内居住に結びつけたい思いによるものです。

したがいまして、今後も現在の入居者資格については変更することなく継続して運用してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

なお、本村で子育て支援住宅を設置した当時は、画期的な施策として各方面に紹介されたところですが、現在は各町村で同じような住宅の整備が進み、子育て中の若い方々は、条件の良いところを選んで居住している状況にあります。こうした点も考慮しながら今後の子育て支援住宅の在り方や定住環境の整備などについても検討してまいりたいと考えております。

次に「退去後の住居に村の対策は」との質問にお答えをいたします。

令和元年に子育て支援住宅退去後の受皿として造成をいたしました合海定住促進団地につきましては、7区画を分譲し完売したところでございます。うち5区画を子育て支援住宅に入居していた世帯が購入したものでございました。これは、村の意図をお酌み取りいただき、村内定住を望んでいる入居世帯が多く、住宅需要が大きいことの証であると評価をしております。今後も合海定住促進団地に代わる団地の整備を検討する必要があると考えております。

先程申し上げましたとおり、当初7区画全て完売したところでありますが、家庭の事情から返却の申出があり、現在1区画が開いている状況でございます。

当区画について購入希望を募ったところですが、8月31日までの申込期限の間に希望者はありませんでした。ウクライナ情勢やコロナ禍等により、建築資材の流通が不安定になっていることや建築資材の高騰という状況で、住宅購入意欲が下がっていることが原因していると思われますが、子育て支援住宅退去後の受皿としての需要は大いにあると見込んでおりますので、今後の経済状況を考慮しながら、造成候補地の選定も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、現在募集中の区画については、良好な立地条件と有利な補助制度により、若い世代にも購入しやすい物件となっておりますので、議員皆様方からもいろいろな方々にお声がけをしていただきますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○ 6番（海藤邦夫君） 中学校までというのは、私思うんですけども、やっぱり最近義務教育だけれどもやっぱり同じ高校というか、同じ友達の中でしていったほうが子供たちにとっても大変いいことじゃないかなと思う。6年生になって退去させられるということは、本当に子供たちにとってもかわいそうなことだと思います。その時点で経済的な余裕があつて家を建てられるというような、それであればいいんですけども、なかなかそういう人もやっぱり、最近の建築資材の高騰でもって大変じゃないかと思うんですよ、今は。考えてみますと。

そういう中でもって、また今、小中一貫教育という話しておりますけれども、そういう意味でも考えても、小学校で打ち切るということは、本当にかえってマイナスが起きるんじゃないかなと思うんです。やっぱり大蔵のことを愛して、本当に6年間じゃなく10年も住んだら、相当愛着があると思うんですよね。この土地に対しても、学校に対してもいろんな面で。それが小学校で打ち切られて、出ていかなきやならないといったそういうふうな家庭を持ったとき、子供の立場に立ったときも、やっぱりそれは本当にこれでいいのかと、実際私もそういうふうな立場に立つたら、ちょっと追い出されたような感じがするんじゃないかなと思うんですよ。

だからもう一度質問をいたしますけれども、その時点ってやっぱりその中学校卒業しても小学校卒業しても、村で住みたいという人は中学校卒業してもやっぱりいるんじゃないかと、家を建てると思うんですよ。やっぱり出していく人は出していく、どうしても出していく人は出していく人だと思うんです。その点、ちょっともう1回お願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の問題は海藤議員の考え方というふうなことで、もっともなことだというふうに思う反面、なかなかこの子育て支援住宅の意義に、ちょっとずれてしまっているのかなというようなことを、いわゆる子育て支援住宅の検討会といいましょうか、入居者を審査する、そういう方々の組織があります。その中で何回もこの問題については検討会を開いたんですけども、先ほど私が申し上げた理由のとおり、中学校までしてしまうと、高校が新庄なものですから、どうしても一緒に行ってしまうというふうなこと、それを防ぐために、何とか小学校卒業の段階でおうちを建ててもらえるようにというふうな、会議の中でそういうふうな、格付をしていくのかというふうなことをお聞きしていますし、私もなるほどなというふうにして納得をして、そういうふうな形で落ち着いているところであります。

議員の言われることももっともかと思いますけれども、本来の子育て支援住宅の意義を理解をしていただき、何とか村に定住していただく策を考えていきたいと思っています。その一つとして、議会の皆様方から提案いただいた、いわゆる定住住宅団地の造成を図って、7区画し

たんですけども、1日の、もう1時間の中で、全てが完売したとき、完売したものでした、  
当時。ただ、ここの答弁に書いてあるとおり、その後よんどころない事情で1戸だけ返却がございました。あの、6戸は、全てもうお家が建ったんだというふうに思っています。そういうことでございます。御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　やっぱりもう本当に保護者といいますか、今住んでいる人たちの話を聞きますと、最低でもやっぱり義務教育まではいさせてもらいたい、金銭的に余裕のある人はさつきも言いましたけれども、家を建てたいと思っている人はやっぱりそれなりに考えているんだと思うんですけども、やっぱり。みんながみんなそういう金銭的に余裕のある人ばかりじゃないと思うんですよね。だからそのところ、何かやっぱり、村長の言うことも分かりますけれども、実際その入っている入居者の立場に立ってみると、さつきも言いましたけれども、今建築材料が本当に高騰して、1,000万円の建物が1,500万円かかるという、そういう時代でございます。だからこそやっぱりもう少し面倒を見て、やっぱり大蔵村の行政のそういう子育て住宅というか、そういうふうなものに対しても、大変面倒見がいいんだなというような感想というか、感じを与えるために、そういうような義務教育、私はそう思うんです、切実な問題なんですけれども、本当に向かいのほうの分譲地も本当に格安でもって大変結構なあれですけれども、なかなかそのほかにまた今の段階で、どの程度のまた分譲地をつくる予定があるのかということも分かりませんが、やっぱり分譲地があって初めてそういうところに移り住むというか、今若い人たちは本当に今、空き地あるんですけども、なかなかああいうところと言えばいいか、隣近所がすごく狭いようなところじゃ建てたくないというやっぱりそういうふうな現状ですから、誰も今空いているところに子育て支援住宅の人が入ったという話も聞きませんので、そのところもやっぱりもう少し分譲のほうもさっきも言いましたけれども、分譲のほうも考えてもらって、村長どういうふうに考えているか、お願いします。

○議長（鈴木君徳君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　今海藤議員から再考というふうな話をいただきました。

例えばなんですけれども、例えばの話で大変恐縮ですけれども、子育て支援住宅から出て、住宅を大蔵村に求めるというふうな方々、そういうふうな方々がいらしたとして、そういう方々がまずは中学校まで利用して、あとは出ようと思って考えている方が、そこを2人いる場合はなかなか入れないわけですよ。そういう方が、いて悪いというわけじゃないんですけども、今私が申し上げましたとおり、最上郡の中でそういった子育て支援住宅、次々と出てきて

います。そのいいところ取りで、そういうふうなところを渡り歩いている方々がいらっしゃいます。そういう方々、それぞれのやっぱり考え方ですが、これは悪いとは言いません。ですけれども、そういう方々よりも大蔵村に関係があつたり、大蔵村が好きで大蔵村に定住をしたいというふうな方々がその子育て支援住宅を利用していただき、そして小学校を卒業するに至つたら、やっぱりお家を求めていただく、そのための定住住宅団地、それを今考えているところであります。

ですから、あそこにもう1棟、いわゆる集合住宅の1棟を建てる用地分があります。今どんぐりの脇のところですね。本当はあそこ4棟建てれるんですね。1棟5軒ずつのやつを。だけれども、今は雪置場にしていますけれども、そして夏場はあそこに簡易公園を造って遊具を置いて、子供たちが遊べるようになりますけれども、そういうふうな有効利用していますけれども、あそこに子育て支援住宅というふうな形で、これから建設する予定は、一応私どもの内輪の話ではありません。その代わり定住住宅、いわゆる団地造成をやろうというふうな形になってございます。まさに今、海藤議員が指摘してくださった、その方向で進んでいるところであります。

そういうことで、今は役場建設のほうが非常に忙しい話の中でいろいろなっていますけれども、並行してそれのほうもきっちり考えてまいりたいなというふうに思ってございます。

今、1戸しかないような状況になっていますので、このウクライナ情勢が落ち着き、そしてそういう経済関係がいろいろ落ち着いてきたら、またさらに若い方が求める住宅を建設するという時代が恐らく来ると思います。それに合わせて、大蔵村に若い方々が定住していただけるように、今までの団地造成と同じように、そしてその販売価格を引き継ぎ、土地代がタダになるような形の中で、若者が安易に住宅を求められるような、そういうふうな住宅団地構想をやってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君）　海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君）　私もちよつと思ったんですけれども、一つ提案じゃないですけれども、あれなんですかとも、季の里の奥のほうのありますよね、あそこ土地随分あるんですよね、あそこのところにあるそういった分譲地あそこいいんじゃないかなと思っているんですよ。結構3反分以上あるんじや、1,000坪分あるんじやないかなと思うんですけども、土地としては、整備すれば。あそここの線を合海大坪線にぶつけて、何か災害あったときにやっぱり片一方しかないというようになると、ちょっと前にも言いましたけれども、ちょっと不便だといいま

すか、大丈夫かなと思うところがあるんですよ、やっぱり。どこかに抜ける道路がないとやっぱり季の里のほうも駄目じゃないかなと思うので、あそこの今、奥のほうにもし住宅でも建てるというか、村営住宅でもいいですけれども、建物建てて、それでどんぐりから出していく人たちを村営住宅なり何なりにそこで引き留めるというのも一つの案ではないかと思うんですけれども、そのところ、道路と奥のほうの考えはどういうふうな考えですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今御提案をいただきました用地については、庁舎建設でもあそこの場所が挙がったところがありました。ただ、庁舎については面積が少々足りないということで、山を崩して整地をするということがいかがなものというふうなこと、あるいはライフラインの面でというふうなこと、いろんなことが問題になって、最適地からは外れてございますけれども、規模によってはそういうふうな考え方も可能になってくるかと思います。

その候補地については、今この場でそこにするとかしないとかというようなことは申し上げることはできませんけれども、一つの候補地として考えていくことはできるのではないかなどというふうに思っています。

それから道路をつなぐ、連結の方法でありますけれども、今季の里から来て、それから工業団地線、いわゆる合海から大坪を抜けて工業団地に行くあの道路というのは、あそこまですると水上がる心配がありませんので、現在の道路から、新設した道路から季の里に行くところ、あそこも連結になっていきますけれども、水上がりの心配はないというふうに考えてございます。

そういうことで、1つの迂回路ではなくて、2つあるいは3つなるとさらにいいことであって、そういうふうなことも考え方を合わせながら、先ほど提案いただいたことも一つの候補地かなというふうには思ってございます。

そういうことで提案をいただいたということで、お伺いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） やっぱり定住ということを考えて、自分のアイデアがあると思うんですよ、やっぱりあると思うんです。以前ですけれども、定住促進というかそういうふうなことで、宮城県の七ヶ宿に研修行ったんですよ、議員で行ったときあるんです。何年か前、ちょっと忘れましたけれども、そのところに行った、研修に行ったところでやっています。七ヶ宿の町ですけれども、あそこ1軒の家を建てて、新しく家を建てて、そこに入ってもらって、20年間

そこに入っていると、その家が自分のものになるというそういうふうなアイデアもありました。だから、一つの定住してもらう問題で、一つのことばかりじゃなくて、そういういろんなアイデアがあると思うんですよ。そういうアイデアを出して、この人口減少の中で、いろんなかに人口減少の線を緩めるかという、そういうふうなことを考えてもらいたいと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、海藤議員から提案いただいた、何十年というふうな期間設定をして、それが明ければ、その個人のものになるというふうなこと、そういったこともいろいろ考えがあろうかと思います。今、いろんな住宅メーカーから、そういったことも提案されてございます。大蔵村として、どんな形がいいのかということも含めて、今後煮詰めていく段階で何点か整理しましたら、議員の皆様方に相談をするとか、そういう形で進めていけたらいいなと思います。

それから、この人口減少問題に関わることで、海藤議員からは質問いただいたというふうに思っておりますけれども、若者対策だけでなく、お年寄り対策もしっかりと考えていかないと駄目だというふうに思ってございます。特に雪の多いところについては、そういったことも真剣になってきてございます。自分たちの力だけで、お年寄りの力だけで、例えば独り暮らし、2人暮らしのお年寄り、その中で処理できればいいんですけども、それができなくなったりとき、この村で住んでいくにはなかなか大変だというようなところがあるようです。そのところをどんなふうにして解決するのかということ、除雪の方法もいろんなことがあると思うんですけども、あるいは集合住宅、あるいはシェアハウスというふうなこともあると思うんですけども、そういうふうなことも、空き家を含めて考えていかなければならないというふうに思ってございます。

議員の皆様方には、いろんなところに出て知識を学んできていらっしゃいますし、そういうふうな知恵をぜひ私どもに教えてください、一緒になって考えていくってくださいますようお願いを申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） やはり本当に前向きな回答といいますか、お話ありがとうございました。いろんな面で、やっぱり私たちも人口減少に対しては本当に敏感で、3,000人を割ったという中で、これから村をどう維持していくかということが大変村の問題だと思います。いろんな面でやっぱり行政の力というのは、そういうふうな人口減少に関わってくると思いますので、

これからも住宅並びにいろんな住宅、村営住宅のほうも建設して定住してもらえばと思いますので、1つよろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 海藤議員からは大変大事なことを提案していただきました。

私いつも思うんですけれども、今、定住、移住、いろんな言い方がございます。移住というのはよそから来ていただく、これは大事なことあります。その前になくてはならないのが、今の村民の方々がここに定住をしていただく、そこだと思うんですよね。今ここにいる方々が、この村嫌だと、出ていくようなことでは、よその市町村から来てもらえないと思うんですね。また来ても長続きしないと思うんですね。ですから、まず私はここに住んでいる方々がある程度、10人いれば10人全ての方々に、そんな満足感は与えられませんけれども、総じて大蔵村のいろんな施策、あるいは考え方なり、今やっている事業が妥当だというふうに理解をしていただき、この村が好きだ、この村に住みたいという方々が増えるような形にしていきたいなと。ただ、やはり仕事、あるいはいろんな学業関係で村を出なくてはいけない方は仕方がないと思うんです。でも何年か後に帰って来ていただけるような、そんな村でありたいなというふうに思っています。

そのためにやっぱり、さっきから何回も言っていますけれども、大蔵村民がそのことを自覚しながら、一つのまとまり、しっかりと連携の下に、こういった施策を分かっていただき、この施策がより実効性を増すような考え方の中でやっていくことが大事だと思います。

そのためにはまず役場、そして議会、それがまとまって村民の皆様方にいろんな施策、そういったものを理解していただけるような、そういうふうな考え方を持っていかなければならぬというふうに思ってございます。

ぜひ議会の皆様方の御協力を切にお願いを申し上げるものであります。今日はいろんな提言ありがとうございました。

○6番（海藤邦夫君） 問題というか、答弁はいらないですけれども、やっぱり大蔵村に移住してもらうということは大変なことですので、どんぐりに来た人たちをもう少し大事にして、定住してもらえるような行政でやってもらいたいと思いますので、その点よろしくお願ひします。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は14時20分。

午後 2 時 10 分 休憩

---

午後 2 時 20 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第 6 議第 59 号 令和 3 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議第 60 号 令和 3 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議第 61 号 令和 3 年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議第 62 号 令和 3 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議第 63 号 令和 3 年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議第 64 号 令和 3 年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議第 65 号 令和 3 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議第 66 号 令和 3 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第 6 、議第 59 号から日程第 13 、議第 66 号まで決算関係の議案を大蔵村会議規則第 37 条の規定により一括議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第 6 、議第 59 号から日程第 13 、議第 66 号までの決算認定関係 8 議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 59 号令和 3 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第 60 号令和 3 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第 61 号令和 3 年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第 62 号令和 3 年度大蔵村特定環境保

全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号令和3年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第59号から議第66号までの8議案につきましては、令和3年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など7つの特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては、会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） それでは、長南会計管理者から令和3年度の決算概要の報告をお願いいたします。長南会計管理者。

○会計管理者（長南正寿君） それでは私のほうから、令和3年度の決算概要について御報告いたします。

初めに、御手元に薄い緑色の、こちらの令和3年度大蔵村一般会計特別会計歳入歳出決算書、こちらのほうを御用意いただきたいと思います。

それでは、2ページをお開きください。

2ページのほうには、左上にタイトルが、会計別決算総括表というふうに書いております。この表につきましては、一般会計それから特別会計全ての合計したものを一番下段のほうに記しております。

予算現額が64億4,209万6,000円に対しまして、収入済額のほうが62億9,113万5,406円、支出済額のほうが61億3,338万235円となっております。

予算現額に対し、収入率は97.66%、執行率、支出済額のほうですね、こちらの執行率は95.21%でございます。

収入済額から支出済額を差し引いた差引残額は1億5,775万5,071円となっておりますが、一般会計で繰越明許費の一般財源が生じております。こちらのほうは後ほど御説明をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、各会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、一般会計でございますが、6ページをお開きください。

6ページは歳入歳出決算書の表でございます。

歳入につきましては、1款村税から10ページの21款村債までで、予算現額が48億1,568万7,000円に対しまして、調定額が47億1,719万8,960円、収入済額が46億8,988万4,705円というふうになっております。不納欠損額についてはございません。収入未済額は2,731万4,255円となっております。収入未済額の内訳は1款村税が2,711万8,384円、13款使用料及び手数料のほうが19万5,871円でございます。

続いて歳出は12ページをお開きください。

1款議会費から14ページの14款予備費までで、支出済額のほうが45億7,917万7,337円でございます。昨年度中に事業が終了せず、翌年度への繰越明許費として1億4,160万6,000円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額は1億1,070万7,368円となっていますが、このうち翌年度への繰り越すべき財源として、828万6,000円ございますので、歳入歳出差引額からこの金額を差し引いた実質収支額は1億242万1,368円となっております。

これらにつきましては、130ページをちょっと開いていただきたいんですけれども、130ページ、こちらの実質収支に関する調書のとおりでございます。後ほど御覧になっていただければというふうに思います。

今さつきの詳細につきましては、16ページからの歳入歳出決算、事項別明細書を後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

次に、特別会計に移ります。最初に国民健康保険特別会計でございます。132ページをお開きください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款諸収入までで、予算現額4億3,323万円に対し、調定額が4億6,100万2,970円、収入済額が4億3,780万1,698円となっております。したがいまして、収入未済額は2,320万1,272円となり、こちらにつきましては全て1款の国民健康保険税でございます。

歳出につきましては、134ページをお開きください。

1款総務費から下段の10款予備費までで、支出済額が4億997万2,842円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は36ページのとおり、2,782万8,856円となっております。

詳細につきましては、その次からの138ページからの歳入歳出決算事項別明細書を後ほど御覧いただければというふうに思います。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。156ページをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款村債まで、予算現額1億4,886万2,000円に対し、調定額1億4,627万3,302円、収入済額は1億4,297万7,785円となっております。こちらも不納欠損額はございません。収入未済額が329万5,517円となり、この全額が2款使用料及び手数料でございます。

歳出は次のページ、158ページからになります。

1款水道事業経営総務費から4款予備費まで、支出済額が1億4,262万4,075円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は35万3,710円となっております。

詳細につきましては、160ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。170ページをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款村債まで、予算現額3億1,506万6,000円に対し、調定額2億9,218万2,427円、収入済額は2億9,086万3,185円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は131万9,242円、こちら全額が2款使用料及び手数料となっております。

歳出は172ページからになります。

1款公共下水道事業経営総務費から4款予備費まで、支出済額が2億9,024万1,910円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額が62万1,275円となっております。なお、翌年度への繰越明許費が450万円でございます。

詳細につきましては、次からの174ページからの事項別明細書を御覧いただきたいというふうに思います。

次に、へき地診療所特別会計でございます。ページ、184ページをお開きください。

歳入につきましては、1款診療収入から8款国庫支出金まで、予算現額2億1,740万3,000円に対し、調定額と収入済額が同額の2億1,771万5,650円となっております。不納欠損額と収入未済額はございません。

歳出は186ページからになります。186ページをお開きください。

1款総務費から3款予備費まで、支出済額が2億1,533万3,312円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は238万2,338円となっております。

なお、詳細につきましては188ページからの事項別明細書を御覧いただきたいというふうに思います。

次に、介護保険特別会計でございます。ページのほうが、200ページちょうどをお開きください。

歳入につきましては、1款保険料から9款諸収入までで、予算減額4億4,885万5,000円に対し、調定額は4億5,004万1,318円、収入済額が4億4,886万6,738円となっております。不納欠損額として31万2,720円ございますので、収入未済額は86万1,860円となります。不納欠損額及び収入未済額は全て1款の介護保険料でございます。

歳出は202ページをお開きください。

1款総務費から6款予備費までで、支出済額が4億3,340万7,008円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は1,545万9,730円となっております。

なお、その詳細につきましては204ページからの、こちらも事項別明細書を後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。226ページをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款村債までで、予算現額2,583万5,000円に対し、調定額2,662万9,124円、収入済額は2,587万800円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は75万8,324円、こちら全て2款使用料及び手数料でございます。

歳出は228ページをお開きください。

1款浄化槽整備事業費から3款予備費までで、支出済額が2,560万8,406円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は26万2,394円となっております。

特別会計の最後ですけれども、後期高齢者医療特別会計でございます。ページ、236ページをお開きください。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までで、予算現額3,715万8,000円に対し、調定額と収入済額が同額の3,715万4,845円でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出は次の238ページをお開きください。

1款総務費から4款予備費までで、支出済額が3,701万5,445円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は13万9,400円となっております。

詳細につきましては280ページ以降の、こちらも事項別明細書を後ほど御覧いただければというふうに思います。

最後に、財産に関する調書でございます。こちらにつきましては、247ページからになります。調書に記載のとおりとなっております。こちらも後ほど御覧いただければというふうに思

います。

ざつとでございますけれども、以上で令和3年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第5 監査委員報告

○議長（鈴木君徳君）　日程第14、監査委員報告に入ります。代表監査委員の土屋　徹氏より令和3年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋　徹君）　早速でございます。審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和4年7月26日から8月4日までの6日間にわたり実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と、関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符号、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村会計決算審査意見書のとおりであります。要点を報告させていただきます。

初めに一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き1億5,775万5,071円であります。が、国の補正予算を財源とした道路改良費、災害復旧費など828万6,000円があることから、その実質収支は1億4,946万9,071円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、2,073万3,081円増加している状況であります。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億1,994万7,984円に対し、収入済額は2億9,282万9,600円で、その収入未済額については、前年度より117万6,388円少ない2,731万4,255円の状況にあります。

納税は、国民の義務であります。今後に住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求める

ものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税分98.26%、滞納繰越分13.04%で、収入済額が7,469万9,408円であります。

本村国保は、年度末被保険者数684人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が2年度と比較して8,285万6,517円減少しております。その要因としましては、平成30年度から継続している補助事業で、肘折浄水場膜ろ過設備設置工事が令和2年度で完成したため、3年度は支出が減少したものです。

また、使用料の収入未済額329万5,517円については、増加傾向にあることから、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、清水処理区の使用料は、順調に推移しているようですが、肘折処理区は宿泊客の減少が旅館などに与えた影響が大きいものと推測しているところであります。

また、使用料の収入未済額は131万9,242円となり、増加しております。この事業は限定された地区のみを対象としたものであることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療場特別会計ですが、歳出の決算額が2年度と比較して819万9,524円の減少であります。その要因としましては、大型の診療設備更新がなかったためであります。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計であります。診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健、医療、福祉の連携を図りながら、医師確保に努め、より充実した診療体制の確立に万全を期すようお願いするものでございます。

介護保険特別会計ですが、歳出総額4億3,340万7,008円に対し、保険給付費は3億6,937万2,197円で、歳出の85.2%を占めております。

これは高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加傾向を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った、介護保険制度の充実と、健全な事業運営に一層努力されることを期

待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が2年度と比較して284万1,533円減少しております。

生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置、あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が3,700万8,625円で、99.9%と、ほとんどを占めております。

高齢化の進展に伴い、医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者広域連合との連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮し、医療費の低減を検討するなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものです。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様に、その財政は良と判断したところであります。

実質公債比率についても8.0%で、2年度の7.5%より0.5%上昇しましたが、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。

また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見ですが、この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽整備事業特別会計経営健全化審査意見ですが、両会計とも同じ意見になっております。

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

両会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に実質的な資金不足はなく、特に

指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながらさらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

○議長（鈴木君徳君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号から議第66号までの決算関係8議案については、大蔵会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第59号から議第66号までの決算関係8議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月7日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時00分 散会



令和 4 年 9 月 7 日 (水曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 2 日目)

令和4年9月7日（水曜日）

---

出席議員（9名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
8番	早坂民奈君	9番	長南正一君
10番	鈴木君徳君		

---

欠席議員（1名）

7番 佐藤勝君

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課長補佐	佐藤信一君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

東谷英真君

---

議事日程 第2号

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 議第67号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 議第68号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

第 3 議第69号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

第 4 議第70号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

第 5 議第71号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 6 議第72号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

第 7 議第73号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 8 議第74号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

第 9 議第75号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第10 議第76号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

第11 議第77号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

第12 議第78号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は9人です。

佐藤 勝議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第67号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第67号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めましておはようございます。

今、議長からお話しされましたとおり昨日は議案審議、そして一般質問、誠に御苦労さまでございました。

今日、2日目となります。よろしく審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第67号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第67号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、大蔵村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

例文につきましては、過日、議員全員協議会で行いましたので割愛させていただきたいと思います。終わりのページをお開きください。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置、第2条、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第68号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第68号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

この議案は、最上広域市町村圏事務組合における圏域の振興整備に係る財源として、最上広域ふるさと市町村圏基金を充てることができるようにするため、最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第68号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約を次のように制定する。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約、最上広域市町村圏事務組合規約（昭和45年指令地第12454号）の一部を次のように変更する。

詳細につきましては、過日行われました議員全員協議会で行いましたので割愛させていただきたいと思います。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286号第1項の規定に基づく山形県知事の許可のあった日から施行する。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第69号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第69号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

この議案は、過疎地域である本村の持続的発展に必要な行財政上の特別措置を受けるため策定した本計画について、新たな事業を追加し、計画内容の一部変更したいので、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第69号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

大蔵村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発

展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

こちらにつきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間の過疎計画を策定し、昨年9月の議会で承認を得たところでございますが、新たな事業を追加いたしまして過疎計画と実践の事業との整合性を図り、行財政上の特別措置を受けたいと思っております。

1ページをお開きください。

過疎計画書の変更箇所でございますが、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のところの事業内容に、合海定住団地建築支援事業を追加するものでございます。事業主体は大蔵村、内容は補助金でございます。

めくっていただきまして、変更箇所でございますが、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところの事業名（3）高齢者福祉施設、高齢者生活福祉センター。事業内容、老人福祉施設整備事業。事業主体、大蔵村。内容は補助金でございます。

また、事業名（8）過疎地域持続的発展特別事業の健康づくりに、事業内容でございますが、第2次健康増進計画中間評価事業を追加するものでございます。事業の主体は大蔵村でございます。

めくっていただきまして、3ページ、変更箇所が事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆる過疎ソフト分の外庁事業を簡易決済するものでございまして、先ほどの事業を追加してございます。事業内容に合海定住団地建築支援事業。事業主体、大蔵村。

めくっていただきまして、先ほどの第2次健康増進計画中間評価事業を過疎ソフトの事業に追加するものでございます。

以上、過疎計画の変更でございます。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第70号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第70号大蔵村辺地の係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第70号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、沼の台辺地及び肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第70号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

こちらにつきましても、辺地計画と実践の事業の整合性を図り、施設整備を図ってまいりたいと思ってございます。

めくっていただきまして、沼の台辺地でございます。第1回の変更でございます。変更箇所は、3の公共施設の整備計画のうち、表の区分変更後に施設名を追加してございます。変更後に飲料水供給施設を追加してございます。事業として、1,860万円。財源内訳、一般財源で1,860万円。辺地債の予定額として930万円追加させていただいております。合計欄で1億9,970万円、特定財源1,160万円、一般財源1億8,610万円、辺地予定額が1億7,640万円となってございます。

めくっていただきまして、こちらにつきまして施設名としては「四ヶ村浄水場膜モジュール更新」ということで、第2年次（令和4年度）から第4年次（令和6年度）まで計画的に膜モジュールを2本ずつ更新していく内容になってございます。事業費は各620万円、一般財源も

620万円、辺地債に予定されているのが310万円ということでございます。合計欄は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、肘折辺地でございます。こちらにつきましては第3回の変更でございます。3の公共施設の整備計画のうち、変更後を御覧いただきますと、道路、事業費を700万円程追加させていただきまして8,400万円。特定財源3,290万円、一般財源5,110万円、内辺地発行の予定額として5,110万円というふうに変更させていただきたいと思います。

また、飲料水供給施設を追加させていただきまして、事業費として1,980万円、一般財源が1,980万円。内辺地として発行予定額として990万円。合計いたしまして2億7,550万円、財源内訳は記載のとおりになってございます。

めくっていただきまして、内訳でございますが、施設名「村道肘折川向線舗装修繕事業」を追加させていただきますが、第2年次（令和4年度）に補修ということで先ほど申し上げましたが、700万円を事業費に、特定財源で440万円、一般財源260万円、内辺地予定額として260万円でございます。下のほうに補助事業名として、電源立地地域対策交付金を立てる予定になってございます。

めくっていただきまして、追加になった施設として「肘折浄水場非常用発電機設置事業」でございます。第2年次（令和4年度）に実施設計と発電機設置工事、事業費として1,980万円、一般財源として1,980万円、辺地債予定額として990万円を予定してございます。

以上の計画を変更する予定でございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第71号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第71号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第71号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の高山 茂氏が令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに、大蔵村大字南山507番地、柿崎完美氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

補足でございますけれども、この地番は肘折です。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第6 議第72号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第72号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第72号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に9,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,020万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

それでは、補正予算書の第2ページでございます。

議第72号令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,020万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正について説明をします。5ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

災害復旧事業債150万円が廃止になります。

2、変更でございます。

起債の目的でございますが、緊急防災・減災事業費。補正前の限度額でございますが、1,210万円。補正後でございますが570万円。

辺地対策事業債。補正前5,800万円、補正後4,930万円。

過疎対策事業費。補正前2億5,580万円、補正後2億3,300万円。

臨時財政対策債。補正前2,800万円、補正後1,940万円。

合計補正前3億5,390万円、補正後3億740万円。

起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。

2 歳入

9款1項1目地方特例交付金92万2,000円。

10款1項1目地方交付税1億2,617万5,000円。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金20万円。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金739万2,000円。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金25万円。3目衛生費国庫補助金775万6,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金151万6,000円。2目民生費県補助金464万8,000円。5目商工費県補助金146万9,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金625万1,000円。

次のページをお開きください。

19款1項1目繰越金828万6,000円の減。

こちらにつきましては、3月に1回繰越計算書で繰越手続きをさせていただいた額828万6,000円があったのですが、7月20日の臨時議会の際にその額も含めて補正させていただいて

しまったので、今回正しい額に修正する手続きをさせていただきました。

21款村債 1 項村債 1 目総務債1,170万円の減。 4 目農林水産業債210万円の減。 5 目商工債300万円。 6 目土木債2,070万円の減。 7 目消防債640万円の減。 9 目災害復旧債150万円の減。 10 目臨時財政対策債860万円の減。

14ページをお開きください。

### 3 歳出

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費827万円。 3 目財政管理費5,200万円。こちらの財政調整基金の操出金を計上しておりますが、令和3年度の実質収支、いわゆる繰越金の2分の1以上の額を積み立てするようになっておりまして、今回積み立てをさせていただいてございます。 8 目地域振興費 1 万3,000円。 9 目情報システム費27万5,000円。10目村営バス事業費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。11目情報通信基盤施設管理事業費244万6,000円。こちらにつきましては、村管理の光ファイバー等の無線等に係る経費でございます。 12諸費18万円。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費26万1,000円。

次のページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費42万3,000円。 4 目障害福祉費86万7,000円。 5 目国民健康保険費 2 万5,000円。 6 目福祉医療費400万円の減。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費12万円。 2 目児童福祉施設費55万円。こちらは、大蔵村保育所の油庫が老朽化しております、そのポンプを交換工事するものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費123万1,000万円。 4 目予防費1,479万円。

次のページをお開きください。

こちらの4目についてですが、新型コロナワクチンの接種のための経費でございます。 5回目の分と計上しております。 6 目環境衛生費35万3,000円。 7 目浄化槽費 1 万7,000円。

3 項簡易水道費 1 目簡易水道費330万8,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費 9 万7,000円。 2 目農業総務費50万円。

次のページをお願いいたします。

6 目農地費268万2,000円。

7 款 1 項商工費 2 目商工振興費400万円。 3 目観光費23万円の減。

2 項 1 目地域活性化促進費60万5,000円。

次のページをお願いいたします。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費47万2,000円。2項道路橋りょう費 2目道路維持費520万円。3目道路新設改良費29万6,000円。4目橋りょう維持費、これは財源の補正でございます。5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費99万1,000円。

次のページを御覧ください。

9款 1項消防費 2目消防施設費100万円。4目危機管理費94万2,000円。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費10万8,000円。

2項小学校費 1目学校管理費146万5,000円。5目学校給食費16万円。

次のページをお開きください。

3項中学校費 1目学校管理費52万7,000円。

4項社会教育費 2目公民館費6,000円。

11款災害復旧費 2項 1目公共土木施設災害復旧費150万円の減。

2ページへお戻りください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第73号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第73号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に882万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,552万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 30ページをお開きください。

議第73号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,552万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

36ページをお開きください。

2 岁入

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税886万円の減。これは6月議会で可決していただいた条例改正により国保税の税率等を引き下げた分を減額としております。

4款県支出費1項県補助金1目保険給付費等交付金114万3,000円の減。

6款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金100万円。

7款1項繰越金1目繰越金1,782万8,000円。

次のページお開きください。

3 岁出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費16万5,000円。3項運営協議会費1目運営協議会費2万円。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更です。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目保険給付費等交付金償還金864万円。これは令和3年度に概算でもらっていた交付金を清算しての償還金となります。

30ページにお戻りください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第74号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第74号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に376万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,808万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の42ページを御覧ください。

議第74号令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,808万8,400円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

45ページをお開きください。

## 第2表 地方債補正

### 起債の目的

簡易水道事業債。補正前の限度額1,990万円、補正後の限度額2,000万円。

辺地対策事業債。補正前の限度額1,290万円、補正後の限度額1,300万円。

合計。補正前の限度額3,440万円、補正後の限度額3,460万円。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

50ページを御覧ください。

### 2 歳入

2款繰入金1項1目一般会計繰入金330万8,000円。

3款1項1目繰越金25万3,000円。

5款1項村債1目水道債20万円。

次のページをお開きください。

### 3 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費376万1,000円。2項水道布設費1目簡易水道布設費、こちらは財源内訳の変更となっております。

42ページへお戻りください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。  
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第75号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君）　日程第9、議第75号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第75号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に151万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,687万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表　歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君）　若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻　寛君）　補正予算書の56ページを御覧ください。

議第75号令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
令和4年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,687万5,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

62ページを御覧ください。

2　歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金99万1,000円。

5款1項1目繰越金52万1,000円。

次のページを御覧ください。

3　歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費151万2,000円。

56ページへお戻りください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長　加　藤　正　美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議第76号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第76号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第76号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に125万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,290万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の68ページを御覧ください。

議第76号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,290万2,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

74ページを御覧ください。

2 歳入

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金86万9,000円。

4 款 1 項 1 目繰越金38万2,000円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費187万8,000円。 2 目医師住宅管理費62万7,000円の減。

68ページに戻って本文を御覧ください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 質問なんですかけども、先ほど一般会計のほうで新型コロナワクチン接種委託料が739万2,000円あるわけですが、これを受託するのは診療所ですよね。まずこれを確認します。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 先ほどコロナワクチンの接種については、診療所で受託しております。それによりまして、この補正の1款総務費 1 項 1 目一般管理費の26区分、公課費は消費税の補正になるんですけれども、その費用が診療所に接種料として入ってきたものですから、令和3年度の確定申告額が増額したことによって、この補正に払われてきた形になります。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 消費税の部分はあるんですけれども、今度第5回目の接種をする先生たちの人工費だとか、そういうものは今回の補正には反映されないんでしょうか。受託料を受けて、今回の5回目の内訳が予め当初で決まっていたわけではないと思うので。今回、それを受けてやるとすれば、今回の予算書にはそれは出て来ないんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） これから新型コロナの予防接種につきましては、まだ計画的で不透明な点もまだあるものですから、これからオミクロン株の予防接種とかがはじまる予定は聞いているんですけども、実際の計画人数とか、今の段階では不透明な状態です。

診療所の先生の人工費につきましては、土日も出勤とかにつきましては、管理者であるものですから、人工費として増額ということはありませんので、御了承いただきたいと思います。  
以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。  
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第77号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第77号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,513万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,748万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 補正予算書の80ページをお開きください。

議第77号令和4年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,748 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

86 ページをお開きください。

## 2 歳入

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 102 万円。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金 39 万 1,000 円。4 目介護保険事業費補助金 23 万 3,000 円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 151 万 2,000 円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 80 万円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 42 万 3,000 円。2 項基金繰入金 1 目介護保険介護給付基金繰入金 400 万円の減。

8 款 1 項 1 目繰越金 1,475 万 9,000 円。

次のページをお開きください。

## 3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 万 4,000 円の減。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費居宅介護サービス給付費 200 万円。3 目施設介護サービス給付費 200 万円。4 目居宅介護福祉用具購入費 20 万円。6 目居宅介護サービス計画給付費 100 万円。

2 項介護予防サービス等所費。

次のページをお開きください。

5 目介護予防サービス計画給付費 40 万円。

4 項高額介護サービス等費。1 目高額介護サービス費、こちらは財源の変更に伴うものでございます。

6 項特定入所者介護サービス等費。1 目特定入所者介護サービス費、こちらについても財源の変更に伴うものでございます。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金 958 万 2,000 円。こちらにつきましては、国民の清算によって担当処理しているものでございます。

80 ページにお戻りください。

令和 4 年 9 月 6 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議第78号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第78号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に17万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,427万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 若槻地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。若槻地域整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 補正予算書の94ページを御覧ください。

議第78号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,427万9,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

97ページをお開きください。

第2表 地方債補正

変更。

起債の目的。下水道事業債、補正前の限度額110万円、補正後の限度額120万円。

過疎対策事業債。補正前の限度額110万円、補正後の限度額100万円。

合計につきましては1,250万円で変更ございません。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりとなっております。

102ページを御覧ください。

2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金1万7,000円。

5款1項1目繰越金16万2,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費17万9,000円。

94ページをお開きください。

令和4年9月6日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

明日9月8日と9月9日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、9月8日と9月9日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月9日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時04分 散会



令和 4 年 9 月 9 日 (金曜日)

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 3 日目)

令和4年9月9日（金曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻寛君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君
診療所事務長	小野秀司君
教育課課長補佐	羽賀明美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
住民税務課長補佐	佐藤信一君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議事日程 第3号

令和4年9月9日（金曜日） 午後1時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

第4号（請願） 村役場新庁舎移転の公正な議論のための「社民アンケート」実施の  
請願

第5号（請願） 米の需給調整に関する請願

第 2 決算審査特別委員会付託の議案

議第64号 令和2年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第65号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第66号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第67号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

議第68号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第69号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第70号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第71号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 発議第2号 大蔵村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第 4 発議第3号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

第 5 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見  
書の提出について

第 6 発議第5号 米の需給調整に関する意見書の提出について

第 7 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 9月8日並びに9日本日の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりあります。

---

#### 日程第1 請願第5号 消費税インボイス制度の実施延期についての請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、請願第5号、消費税インボイス制度の実施延期についての請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。8番早坂民奈君。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日は9月6日。

事件の番号は、請願第5号。

請願書は「消費税インボイス制度の実施延期についての請願」。

請願者、新庄市金沢2484、新庄民主商工会、会長、安食輝敏。

本村のような中小事業者の多いところでは、今まで免税事業者がほとんどであったものが、インボイス制度が実施されれば課税事業者となり、消費税納税のために収益に結びつかない多大な手間と経費が係ることになる。また、農業者、シルバー人材センター会員は一人一人が個人事業主となるため、その一人一人がインボイスの登録番号を取得し課税授業者となることは、現実的には不可能であると思われる。商工会でも今後このインボイス制度についての研修を重ねて、制度の普及に努めていくようだが、現段階では会員もよく理解していない様子であり、来年令和5年10月からの実施は、次期尚早で実施延期が妥当であると判断し、採択とする。

審査結果、採択。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

---

## 日程第2 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第59号から議第66号までの決算関係議案8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 御報告申し上げます。

去る9月6日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係8議案の審査結果は次のとおりであります。

議第59号令和3年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第60号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号令和3年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、この8議案について慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

議第59号から議第66号までの決算関係議案8件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第59号から議第66号までの決算関係議案8件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

---

---

日程第3 発議第5号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、発議第5号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。早坂民奈君。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について。

上記の事案を、大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由を申し上げます。

委員会審査報告書で述べたように、本村のような中小事業者の多いところでは、今まで面是事業者がほとんどであったものが、インボイス制度が実施されれば課税事業者となり、消費税納税のために収益に結びつかない多大な手間と経費が係ることになります。

また、農業者、シルバー人材センター会員は、一人一人が個人事業主となるため、その一人一人がインボイスの登録番号を取得し課税事業者となることは、現実的には不可能であると思われます。現段階では、農業者、シルバー人材センター会員、商工会会員もよく理解していない様子であり、来年、令和5年10月からの実施は時期尚早で実施延期が妥当であると判断したため、意見書の提案をするものであります。

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。これより採決いたします。

○3番（佐藤雅之君） 今の民奈委員の発言の中で、意見書本文を読み上げるのはないんですが、それはいいんでしょうか。

○事務局長（東谷英真君） 濟みません、私のほうから発言させていただきます。

この件につきましては、6月議会でも申し上げたとおりです。議員必携299ページに意見書の朗読は必要ない旨記載されておりますので、提案理由が明確になっている場合、意見書の読み上げは必要ありません。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

○議長（鈴木君徳君） 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員から朗読させます。

○事務局長（東谷英真君） 議員派遣の件。

令和4年9月9日。

次のとおり議員を派遣する。

1 令和4年度町村議会議員研修会。

（1）目的 研修会参加のため。

（2）派遣場所 山形市 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング。

（3）期間 令和4年10月24日

（4）派遣 議員全員

以上です。

○議長（鈴木君徳君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

---

午後1時20分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩をとき、会議を続けます。

---

○議長（鈴木君徳君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、加藤村長から議第79号の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第79号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議第79号 ホイールローダの購入契約について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議第79号ホイールローダの購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、追加提案議第79号ホイールローダの購入契約について。

この議案は、去る令和4年8月23日に入札を執行した結果、山形県新庄市金沢字前野2000、コマツ山形株式会社新庄支店、支店長、佐々木周一氏とホイールローダの購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第79号ホイールローダの購入契約について。

次のとおりホイールローダの購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 ホイールローダ1台の購入
- 2 契約の方法 氏名競争入札
- 3 契約金額 682万円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市金沢字前野2000

コマツ山形株式会社新庄支店

支店長 佐々木 周一

令和4年9月9日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

こちらにつきましては、去る8月23日に6社による指名競争入札を実施した結果、税抜620万円、税込682万円で落札があったコマツ山形株式会社新庄支店と仮契約を行ったものです。契約につきましては、添書のとおりでございますが、こちらにつきましては5月30日に一応入札を行いましたが、コロナ禍により、世界情勢の不安定などの理由により部品調達に時間がかかるということで、メーカーより今年度中の納入は難しい事情があり、納入期限を見直して8月23日に実施したものでございます。なお、繰越手続きにつきましては7月20日の臨時議会で御可決いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 前の説明である程度聞いていたんですけども、納入の仕方が間に合わないというので、令和5年11月10日ということは今年の納品分には間に合わない。ですから。それはそれでいいんですけども、現在使っているやつは今年中には間に合う、使えるということです。

それから、新しいやつが来たら、今まで使っていた古いやつの使い道とか、処分は考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 詳細に係る部分については、地域整備課長より答弁いただいでるので、お詫びをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 若槻整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） ホイールローダにつきましては、現在所有のものについては使用出来ないということで購入になったところでございますので、使えないという状況でございます。今年度の冬期機関の除雪に関しましては、機械を込んでの委託を考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） よく分からなかったので、もう1回お願いできますか。

○議長（鈴木君徳君） 若槻整備課長。

○地域整備課長（若槻 寛君） 今あるものについては使用できないので、今回新たに備品購入

ということでホイールローダを求める入札を行っておりますので、現在使用出来ない状態でございます。今年度、この耕区の機械がない状態でございますので、耕区につきましては機械も込んだ形で、今までだと大蔵村の機械を貸与して行っていたんですけれども、その業者さんに機械も込みで委託するという形をとりたいと思っております。

○7番（佐藤 勝君） 分かりました。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時25分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員